

那須烏山市

高齢者福祉計画

第9期介護保険事業計画



はじめに

昨今、我が国では総人口が減少に転じており、全国的に少子高齢化が進展しています。そのような中、国においては、いわゆる団塊の世代すべての方が75歳以上となる2025年（令和7年）を見据え、平成29年には地域包括ケアシステム等の介護保険制度の持続可能性を確保するために、介護保険法等が改正されました。平成12年に介護保険制度が創設されて20年以上が経ち、介護サービス利用者は制度創設時の3.5倍となる638万人に達しており、介護サービス提供事業所数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の支えとして定着してきています。



本市においては、これまで「那須烏山市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」に基づき、高齢福祉サービス等の推進と介護保険サービスの適切な運営と推進に努めてまいりました。第9期となるこの計画では、「第3次那須烏山市総合計画」の基本的な考え方に即し、保健福祉分野の基本目標を踏まえ、「安心して暮らせる支えあいの地域づくり」を基本理念として第8期介護保険事業計画を継承し、「地域包括ケアシステム」を核とした地域で安心して生活できる体制づくりを基本としています。高齢者が要介護状態や要支援になることの予防及び重度化することを防止するとともに、万が一要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことができるよう取り組んでまいりますので、市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査にご協力くださいました市民の皆様と、貴重なご意見や多大なるご尽力をいただきました策定委員会委員の皆様に対しまして、心から感謝申し上げます。

令和6年3月

那須烏山市長 川 俣 純 子



目次

第1章 計画策定にあたって	1
1-1 計画の背景と趣旨	2
1-2 計画の根拠となる法令	2
1-3 計画の方向性	3
1-4 計画の位置づけ	6
1-5 計画の期間	6
1-6 計画策定のロードマップ	7
1-7 計画の推進体制	8
1-8 関係機関との連携	8
第2章 本市の人口動態と高齢者の現状	9
2-1 人口と世帯の状況	10
2-2 介護保険事業の状況	13
第3章 アンケート調査結果	20
3-1 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	22
3-2 在宅介護実態調査	33
第4章 高齢者の将来推計	39
4-1 人口の推計	40
4-2 要支援・要介護認定者の推計	42
4-3 認知症高齢者の推計	43
第5章 基本理念と施策	44
5-1 基本理念	45
5-2 基本目標	46
5-3 計画の体系	48
5-4 日常生活圏域の設定	49
5-5 各施策とサービス利用量の見込み	50
基本目標1 地域で安心して生活できる安全・安心なまちづくり	50
【施策1】地域における相談支援体制の充実・強化	50
【施策2】在宅医療・介護の連携の推進	53
【施策3】認知症支援の推進と地域の見守り体制の構築	55
【施策4】自立を支える生活支援サービスの充実	59
【施策5】権利擁護と虐待防止の推進	62
【施策6】住まいづくりの推進	64
【施策7】防犯・災害支援体制等の推進	65
基本目標2 健康で生きがいのある生活の支援	66

【施策8】健康づくりの推進	66
【施策9】介護予防等の推進	70
【施策10】社会参加・生きがいづくりの推進	73
基本目標3 利用者の視点に立ったサービスの充実	75
【施策11】在宅サービスの充実	75
【施策12】地域密着型サービスの充実	80
【施策13】施設サービスの充実	83
基本目標4 持続可能性のある高齢者福祉の基盤づくり	85
【施策14】給付適正化の推進	85
【施策15】介護事業所との連携強化	86
第6章 給付費と保険料の推計	87
6-1 介護保険給付費推計	88
6-2 介護保険財政の仕組み	91
6-3 第9期介護保険料の見込み	92
6-4 交付金等の活用	95
資料編	96

第 1 章 計画策定にあたって

1 - 1 計画の背景と趣旨

介護保険制度は、我が国の要介護高齢者の増加や介護期間の長期化といった介護にかかるニーズや、要介護高齢者を取り巻く状況の変化（核家族化の進行・家族の高齢化）に対し、社会全体で支えあう仕組みとして平成 12 年に発足し、以降継続的に改正されてきました。

平成 29 年には「地域包括ケアシステムを強化するための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布され、「重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で最後まで自分らしく暮らす」ことができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を行ってきました。

令和 2 年 4 月には、在宅サービス利用者は全国で 384 万人、施設サービス利用者は 95 万人に増加しており、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展し続けています。また、65 歳以上人口は令和 4 年 10 月には 3,624 万人となり、令和 7 年には 3,653 万人に達する見込みです。このように、我が国の高齢化率は極めて高く、先進諸国の中でも 1 位となっています（令和 5 年版高齢社会白書より）。令和 4 年度の栃木県における高齢化率（65 歳以上の全人口に占める割合）は 29.9%で、全国平均の 29.0%とほぼ同水準ですが、本市の高齢化率はさらに進行しており、令和 5 年度には 38%を超え、今後も増加していくことが見込まれています。高齢化とは対照的に、年少人口（0～14 歳）及び生産年齢人口（15～64 歳）は全国的に減少していくことが予想されており、令和 38 年（2056 年）には総人口が 1 億人を下回ると推計されています。高齢者が増え続け、現役世代が減り続けるという未来予想を見据え、第 9 期計画では中長期的な視点を持ちつつ、現場に合った介護サービス基盤の整備を医療関係者ほか専門家と一体的に行っていく必要があります。

「那須烏山市高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画」は、第 8 期計画までの取り組みの進捗状況や介護保険サービスの利用実績、アンケートの調査結果から見えた「現在のサービスの課題とニーズ」や「高齢者を取り巻く環境の変化及び生活実態の把握」等を踏まえ、介護保険制度の健全かつ安定的な運用と地域に深く根差した「地域共生社会」の実現を目指し、策定したものです。

1 - 2 計画の根拠となる法令

本計画は、以下の法令を根拠に、2 つの計画を一体として策定し、高齢者福祉施策を総合的かつ全市的に進めていくものとします。

- 老人福祉計画 ……老人福祉法第 20 条の 8
- 介護保険事業計画 ……介護保険法第 117 条

**高齢者福祉計画
(老人福祉計画)**

介護保険事業計画

1 - 3 計画の方向性

(1) 第 9 期介護保険事業計画の基本指針

第 9 期は、団塊の世代が全員 75 歳以上となる令和 7 年を計画期間中に迎え、さらに高齢者人口がピークとされる令和 22 年（2040 年）へと続きます。医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加が見込まれる一方、生産年齢人口（15 歳から 64 歳の人口）が急減することが予測されており、中長期的な視点による介護サービス基盤の整備を行う必要があります。また地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進と、それを可能にする介護人材の確保及び介護現場の生産性向上を図るための具体的な施策や目標を介護保険事業（支援）計画に定め、推進していきます。

◆見直しのポイント

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

①地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ・中長期的な人口動態や介護ニーズを適切に捉えて、施設・サービス種別の変更の他、既存設備の在り方を含め柔軟に検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保する。
- ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加に対応すべく、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保や専門家との連携強化。
- ・「中長期的なサービス需要の見込み」をサービス提供事業や地域の関係者と共有し、地域の実情に応じたサービス基盤の整備の在り方を協議していく。

②在宅サービスの充実

- ・在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等地域密着型サービスの更なる普及。
- ・居宅要介護者の様々な介護ニーズに対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備の推進。
- ・居宅要介護者を支えるための訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実。

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組み

①地域共生社会の実現

- ・制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取り組みを促進する総合事業の充実。
- ・地域包括支援センターの体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において「属性や世代を問わない」包括的な相談支援の実現を目指す。
- ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症に対する社会の理解に努める。

②医療・介護情報基盤の整備

③保険者機能の整備

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ①介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境改善による離職防止の推進。

(2) 地域共生社会の実現を推進するための認知症基本法

認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するもので、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ、支えあいながら共生できる社会の実現を目指しています。

基本的施策としては以下の 8 項目があり、国、県と一体となって講じていく必要があります。

- ① 認知症の人に関する国民の理解の増進
- ② 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
- ③ 認知症の人の社会参加の機会の確保
- ④ 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護
- ⑤ 保険医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備
- ⑥ 相談体制の整備
- ⑦ 研究等の推進
- ⑧ 認知症の予防

(3) 地域共生社会の実現を目指すための「重層的支援体制整備事業」への実施

地域共生社会の実現を図るため、地域住民が抱える複雑化・複合化した支援ニーズへ確実に対応を行うための包括的な福祉サービス提供体制を整備していきます。また「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の 3 つの支援に、それらを効果的・円滑に実施するため「多機関協働による支援」「アウトリーチ¹等を通じた継続的支援」の 2 つを新たな柱として強化し、それら 5 事業を一体的に進めていきます。

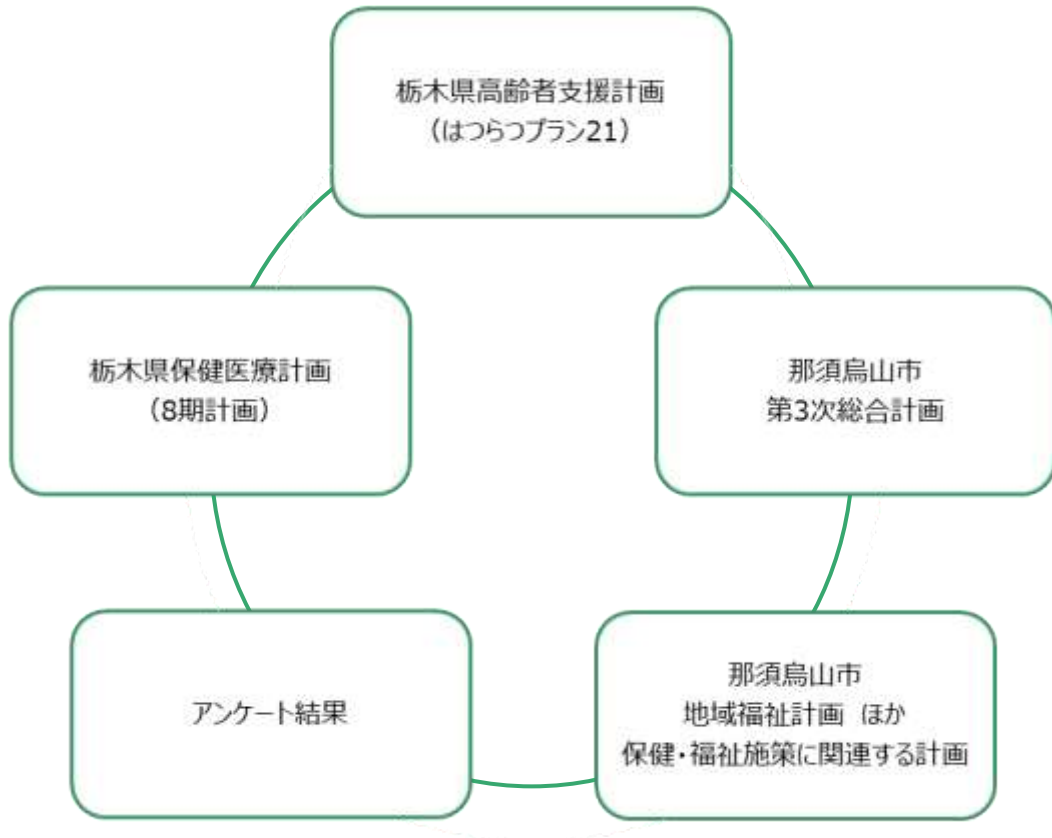
◆重層的支援体制整備事業（社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項）

〔第 1 号〕 包括的相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 属性や世帯を問わず包括的に相談を受け止める ● 支援機関のネットワークで対応する ● 複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ <p>【施策 1】1 地域包括支援センターの機能強化</p>
〔第 2 号〕 参加支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会とのつながりを作るための支援を行う ● 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ● 本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
〔第 3 号〕 地域づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ● 交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ● 地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る <p>【施策 1】2 生活支援体制整備の推進</p> <p>【施策 9】6 高齢者ふれあいの里事業</p> <p>【施策 9】7 介護予防サポーター制度の普及</p>
〔第 4 号〕 アウトリーチ等を通じた 継続的支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援が届いていない人に支援を届ける ● 会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける ● 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
〔第 5 号〕 多機関協働事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する ● 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ● 支援関係機関の役割分担を図る

¹アウトリーチ：さまざまな形で、必要な人に必要なサービスと情報を届けること

1 - 4 計画の位置づけ

本計画は、栃木県による「栃木県高齢者支援計画（はつらつプラン 21）」「栃木県保健医療計画」及び本市の上位計画である「那須烏山市総合計画」やその他本市の保健・福祉施策に関連する諸計画と十分に整合を図り、昨年度実施した利用者アンケート調査結果に基づき進めていきます。



1 - 5 計画の期間

本計画の期間は、令和 6 年度から令和 8 年度の 3 か年とします。

団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7 年から、高齢者人口がピークを迎える令和 22 年（2040 年）までを視野に入れた中長期的な視点を持つ計画とします。



▲団塊の世代が 75 歳に

▲65 歳以上の
高齢者がピークに

1 - 6 計画策定のロードマップ

本市では当事者である高齢者をはじめさまざまな関係者の意見を募り、より良い介護保険事業の推進を市民と行政が「我が事・丸ごと」として捉え、誰もが暮らしやすい地域社会作りを目指して、包括的な支援体制を構築していくこととしています。

(1) 那須烏山市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会の設置

本委員会は被保険者代表、保健医療関係者、福祉関係者、学識経験者等によって構成され、中長期的な視野に立った高齢者の福祉に関する総合的な計画及び介護保険事業計画について協議、策定を行いました。

(2) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、高齢者の暮らしぶりや、健康状態・課題及び介護保険福祉サービスに関するニーズを把握するため令和 5 年 3 月に「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施しました。

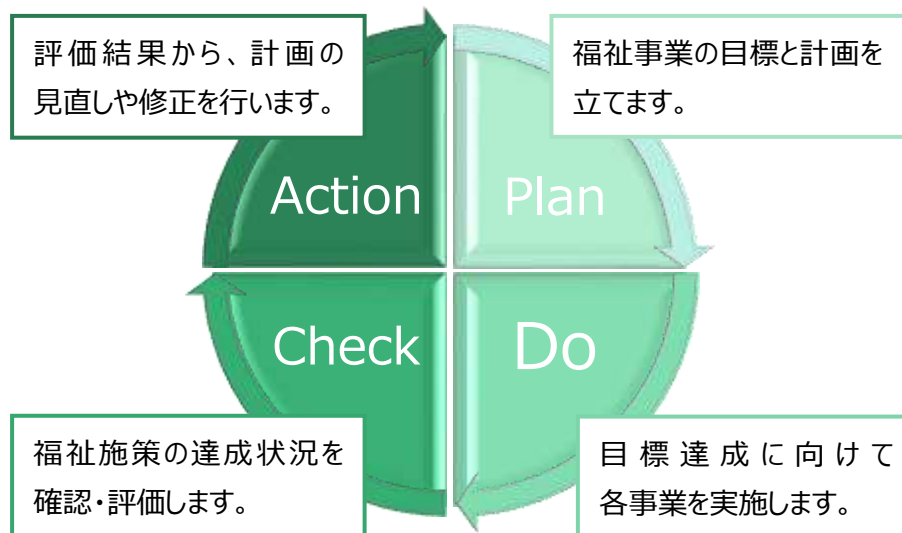
また、要支援・要介護認定を受け、自宅で暮らしている人とその介護者等から「介護の実態」「施設入所の検討状況」及び在宅で介護している方の就労状況について、「在宅介護実態調査」を実施しました。

(3) パブリック・コメント

本計画の策定にあたっては、本市パブリック・コメント制度に基づき、令和 6 年 1 月に広く市民の皆様から本計画に関する意見を伺いました。

1-7 計画の推進体制

本計画に基づく介護保険サービスの各事業は、サービスの利用状況やサービス基盤整備の進捗状況等について定期的に確認・評価し、適切な進行管理に努めます。また、年度毎の各事業の振り返りを行い、課題の分析や改善策の検討を行います。同時に各担当課、関係機関との意見交換や市民からの意見・要望を元に適宜見直しを行います。



1-8 関係機関との連携

地域共生社会の実現に向けて、今後複雑化・多様化するニーズに対応し、認知症高齢者の家族やヤングケアラー等家族介護者への支援を行えるよう、地域包括センターにおける体制や環境の整備に取り組んでいきます。属性や世代を問わない包括的な相談支援を可能にするため、下記に示すさまざまな関係機関と継続して連携していきます。

◆連携する機関

- ・国及び県と周辺の市町
- ・医療機関及び医療専門職（医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、管理栄養士）
- ・介護・福祉関係の専門家（ケアマネジャー）
- ・介護サービス等事業主体
- ・社会福祉協議会
- ・生活支援コーディネーター、民生委員
- ・民間ボランティアをはじめとする市民組織・団体
- ・本市の関係各課

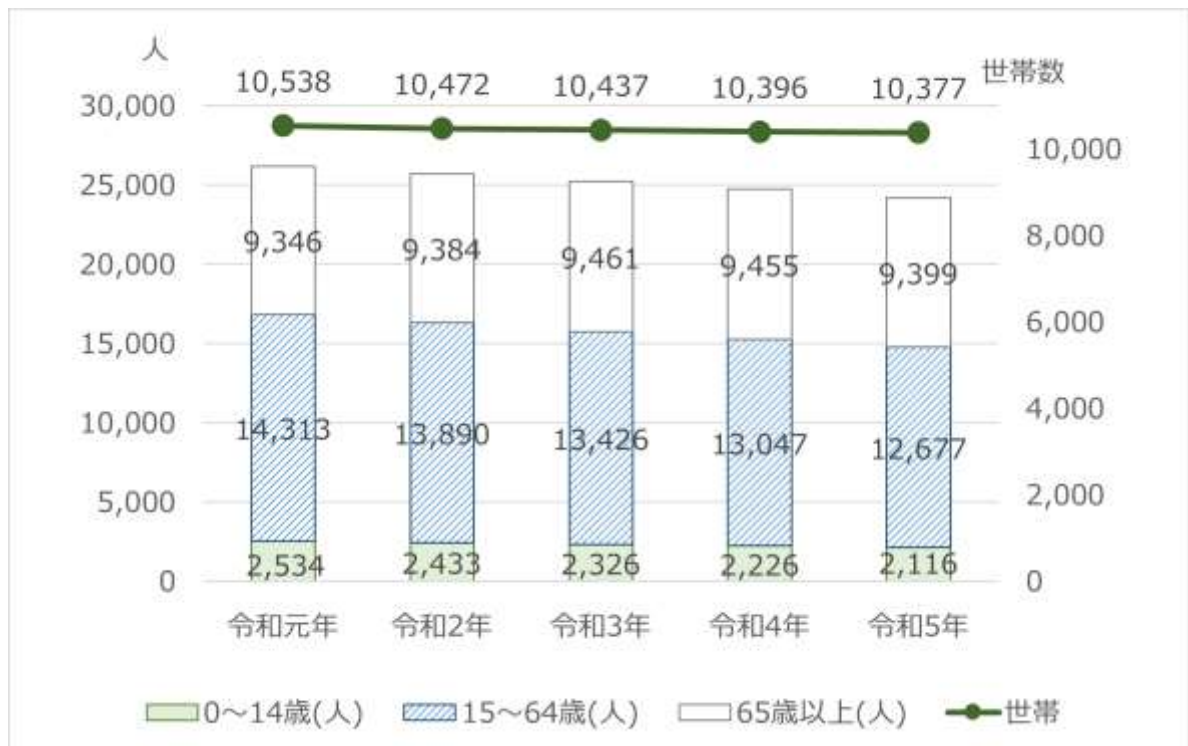
第2章 本市の人口動態と高齢者の現状

2-1 人口と世帯の状況

(1) 本市の人口動態

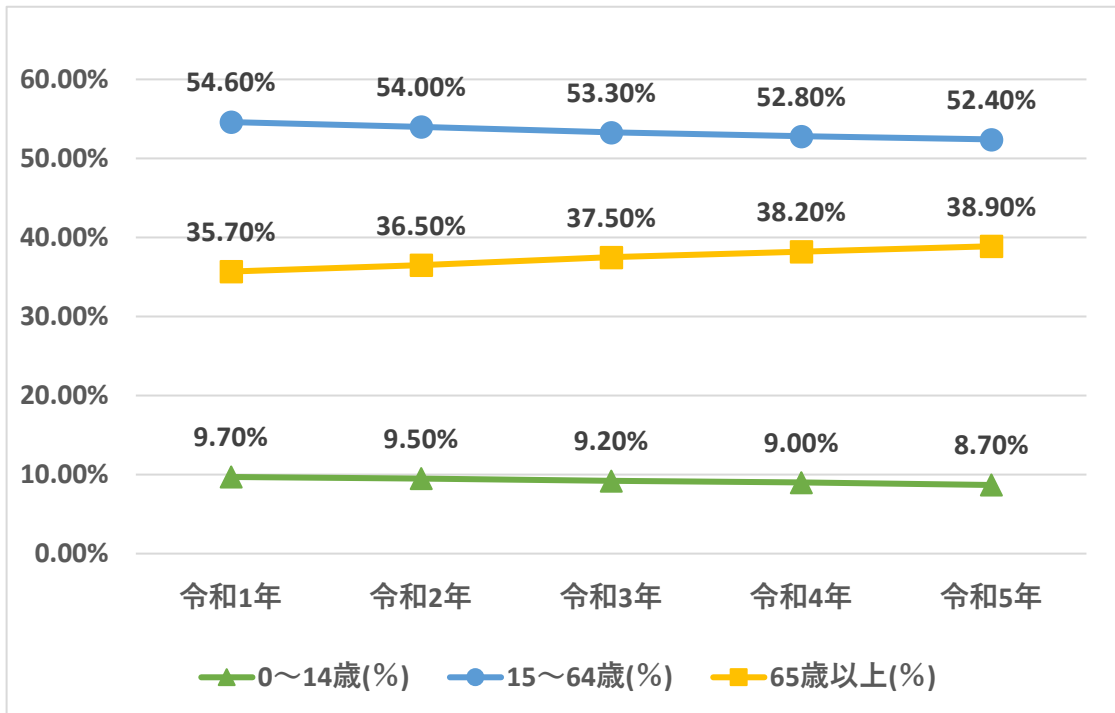
近年の本市の人口の推移はゆるやかに減少しており、令和元年の26,193人から5年後の令和5年では24,192人と、5年間で2,001人減少しています。また、年齢区分別の推移をみると、0歳から14歳、15歳から64歳はいずれも減少しています。65歳以上の高齢者は、令和3年以降は微減となっています。世帯数は5年間で161世帯減少しています。

◆那須烏山市の人口と世帯の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

◆年齢区分別の人口推移（%）



資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

（2）人口動態表

下の図は令和 2 年の国勢調査の結果より本市の人口をまとめたものですが、男女ともに 65 歳から 74 歳が最も人口が多くなっています。



(3) 高齢者のいる世帯

本市の全体の世帯数はゆるやかに減少していますが、65歳以上の高齢者を含む世帯は増加しており令和2年の統計データでは全世帯の60.9%を占めています。

◆本市の高齢者のいる世帯数の推移

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
世帯数(総数)【世帯】	9,680	9,586	9,439	9,186
65歳以上の世帯員のいる世帯数【世帯】	3,592	4,132	4,925	5,595
(全世帯に占める割合)	37.1%	43.1%	52.2%	60.9%



資料：統計局 統計 dashboard より抽出

高齢者のいる世帯の内訳では、単独世帯（おひとりさま）、夫婦のみ世帯、核家族世帯といずれも増加していますが、特に単独世帯においては、平成17年から令和2年にかけて、66.75%増加しており、増加傾向が顕著です。

◆高齢者のいる世帯の内訳の推移



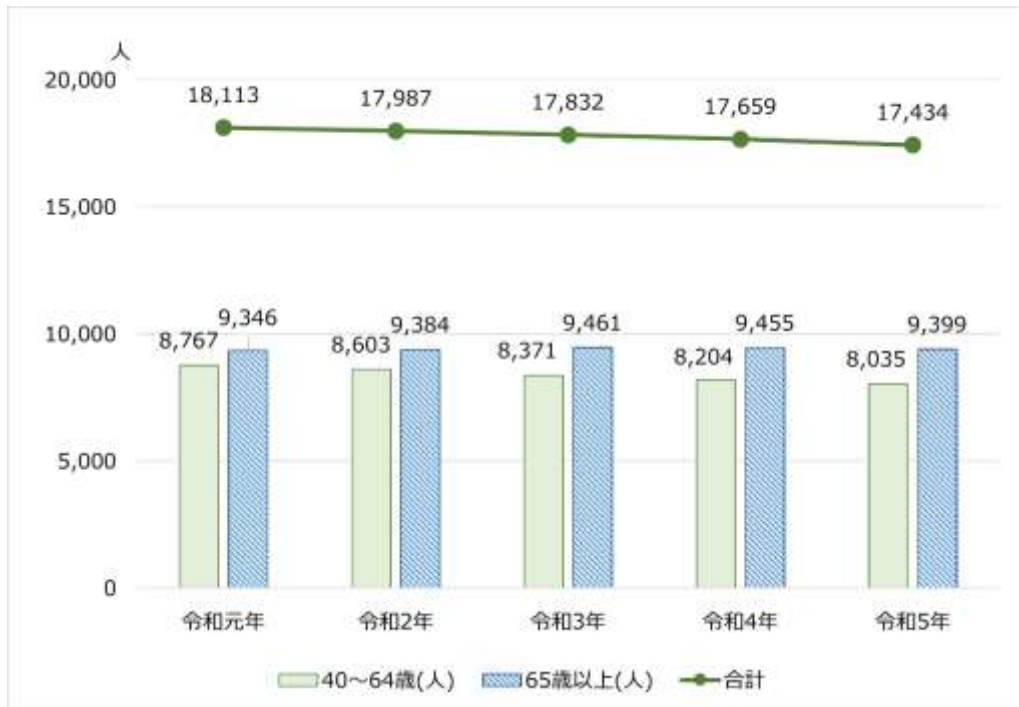
資料：統計局 統計 dashboard より抽出

2-2 介護保険事業の状況

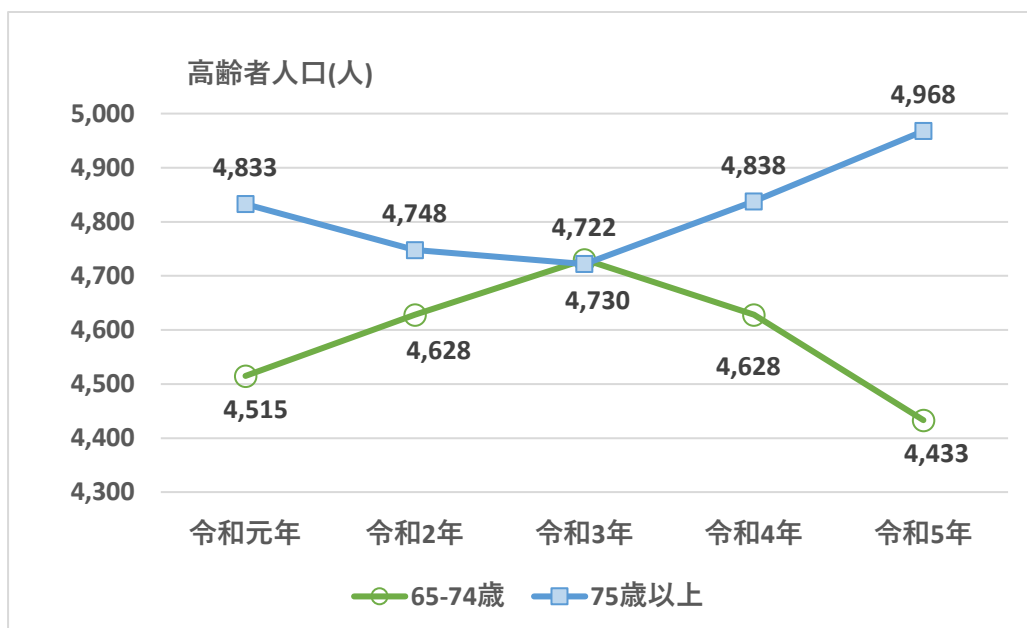
(1) 被保険者数の推移

本市の介護保険被保険者数はこの5年でゆるやかに減少しています。第1号被保険者についてはおおむね横ばいとなっていますが、第2号被保険者は減少傾向にあります。

◆被保険者数の推移



◆前期高齢者（65-74歳）・後期高齢者（75歳以上）の推移



各資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(2) 被保険者別の要支援・要介護認定者数の推移

本市の被保健者別要支援・要介護認定者数は、ほぼ横ばいの傾向にあります。要支援・要介護認定率も同様の傾向があります。

要介護度別にみると、要介護1,2は減少、要介護3以上の認定者数は横ばいの傾向にあります。

◆要支援・要介護認定者数の推移



資料：介護保険事業状況報告（各年8月末）

◆要支援・要介護認定率



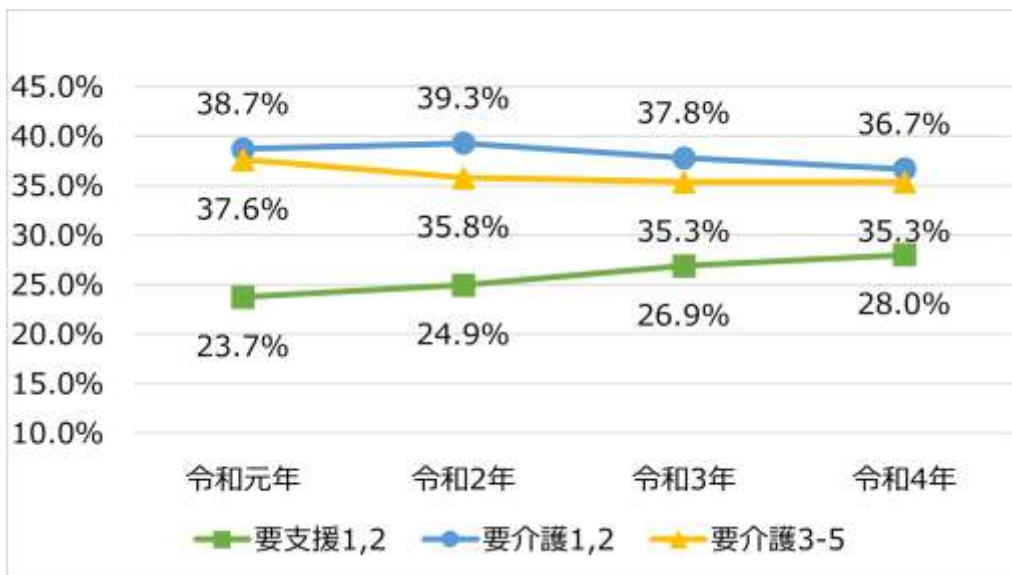
資料：介護保険事業状況報告（各年8月末）

◆要支援・要介護認定者数の推移（要介護度別）



資料：介護保険事業状況報告（各年8月末）

◆各認定者の割合の推移（要支援・要介護1,2・要介護3以上）



資料：介護保険事業状況報告（各年8月末）

(3) 認知症高齢者の状況

認知症高齢者の自立度²以上の要支援・要介護認定者数は増加傾向にありましたが令和3年から令和4年にかけては横ばい（1,059人）となりました。認知症高齢者自立度Ⅱは「日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる」状態です。

◆認知症高齢者自立度Ⅱ以上の人数の推移

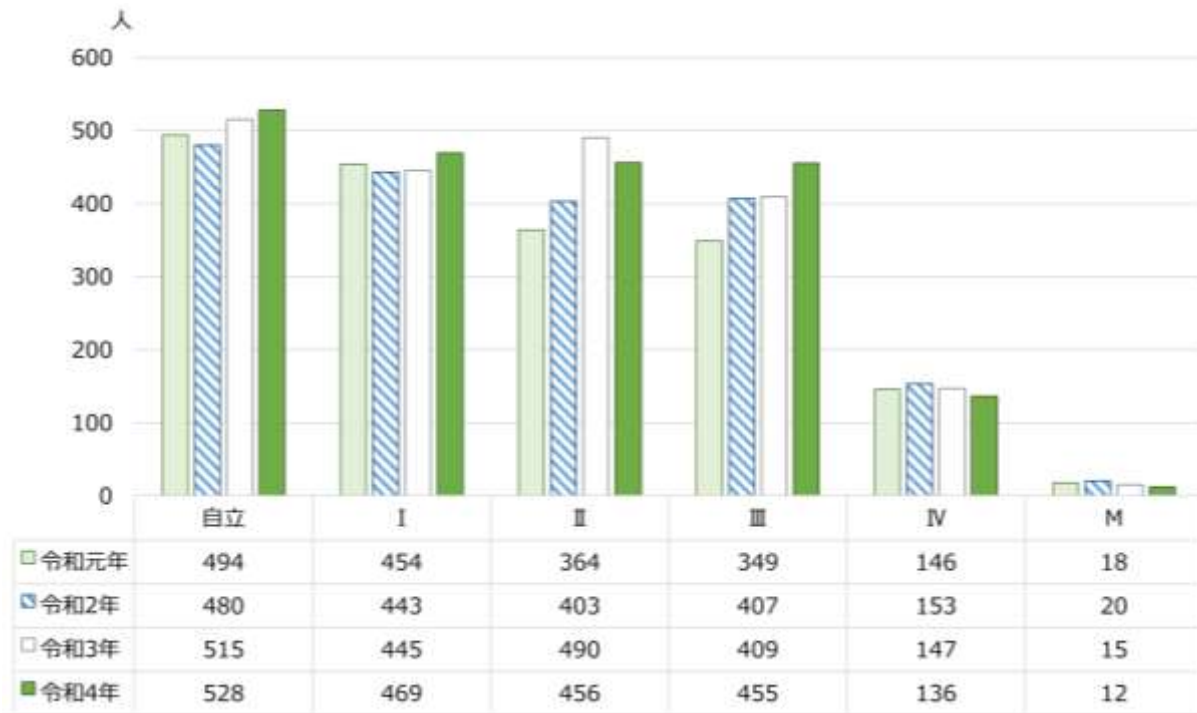


資料：地域包括ケア「見える化システム」よりデータ抽出

² 認知症高齢者自立度

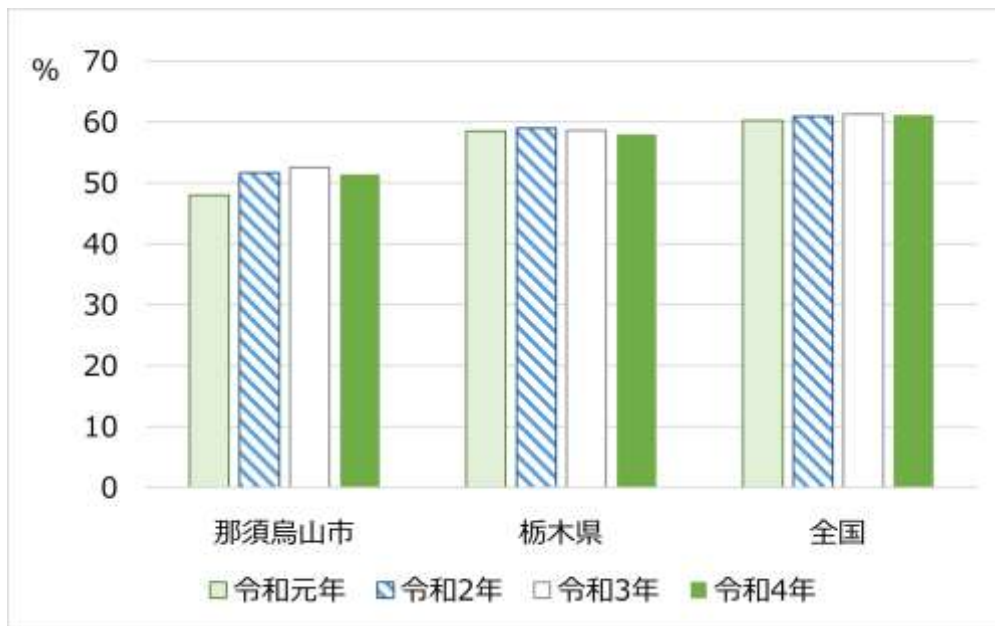
- I：何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
- II：日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
- III：日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
- IV：日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
- M：著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

◆認知症高齢者自立度別 人数の推移



資料：地域包括ケア「見える化システム」よりデータ抽出

◆那須烏山市と栃木県、全国の認知症高齢者自立度Ⅱ以上の割合



資料：地域包括ケア「見える化システム」よりデータ抽出

(4) 介護給付費の推移

本市の介護保険サービス給付費は微増傾向（前年比+2%前後）にありましたが、令和3年には増加率の鈍化がみられ令和4年は減少（-1.8%）しています。各サービス給付別にみると、全てのサービスにおいて増加傾向にありますが、令和4年については在宅サービス及び施設サービスが減少しました。

◆介護給付費の推移（総給付費）



資料：地域包括ケア「見える化システム」よりデータ抽出

◆介護給付費の推移（サービス区分別）

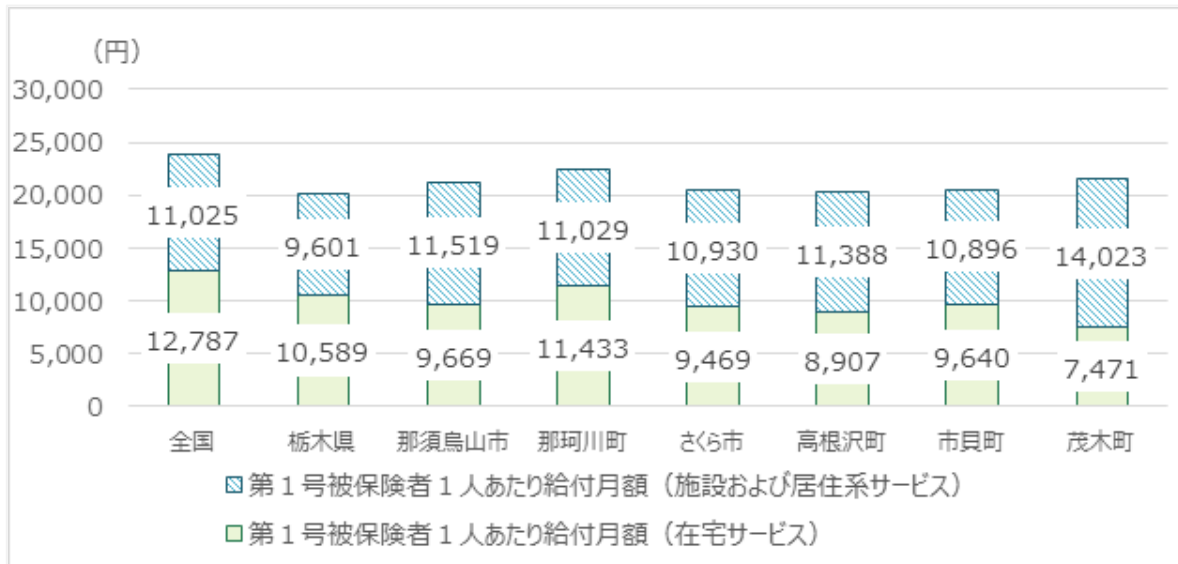


資料：地域包括ケア「見える化システム」よりデータ抽出

(5) 第1号被保険者一人あたりの給付月額

第1号被保険者一人あたりの給付月額をサービス区別でみると、施設及び居住系サービスでは全国平均よりは低く周辺自治体では2番目に高い金額となりました。在宅サービスにおいても2番目に高い金額です。

◆第1号被保険者一人あたりの給付月額（サービス区別）



資料：地域包括ケア「見える化システム」よりデータ抽出（介護保険事業状況報告」令和5年8月月報）

第3章 アンケート調査結果

本調査は、令和6年度から令和8年度を計画期間とする「那須烏山市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定するにあたり、本市の高齢者の日常生活の状況、心身の状態、介護予防に対する意識、在宅介護の状況、福祉・介護保険事業に関する意見等をうかがい、計画づくりの参考資料として活用するために実施しました。

◆調査対象・調査方法・調査時期について

区分	調査対象	調査方法	実施時期
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者	郵送	令和5年3月
在宅介護実態調査	要支援・要介護認定を受けている65歳以上の高齢者（施設サービス利用者除く）		

◆配布数及び回答結果

区分	調査票配布数	有効回答数【回収率】
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	1,200 件	823 件【68.6%】
在宅介護実態調査	550 件	314 件【57.1%】

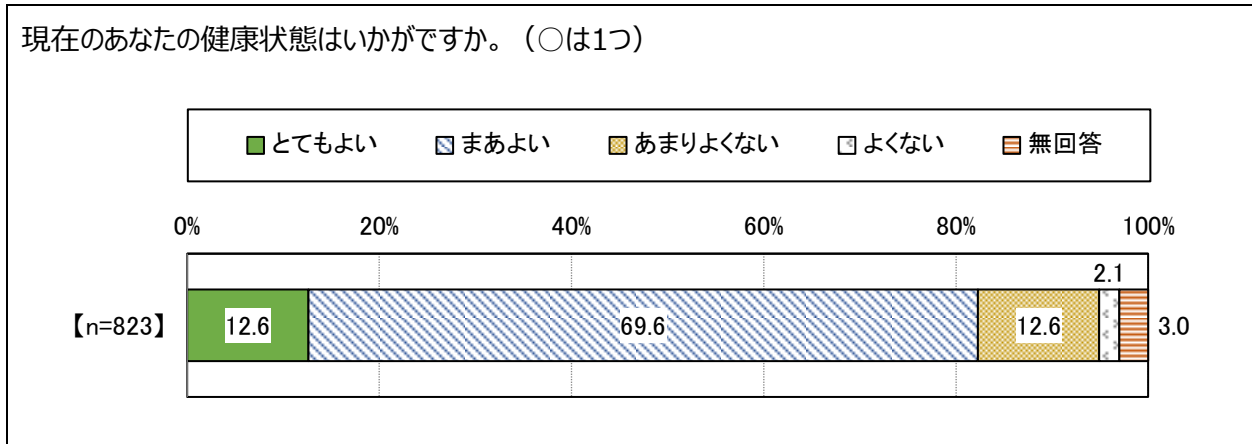
調査結果について

- 【n=***】という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。
- 回答は、各項目の回答該当者数を基数とした回答率（%）で示しています。
- 回答率は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答可の項目では、その項目に対して有効な回答をした者の数を基数として比率算出を行っているため、回答率の合計は100.0%を超えることがあります。
- 説明文及びグラフで、選択肢の語句を一部簡略化して表しています。

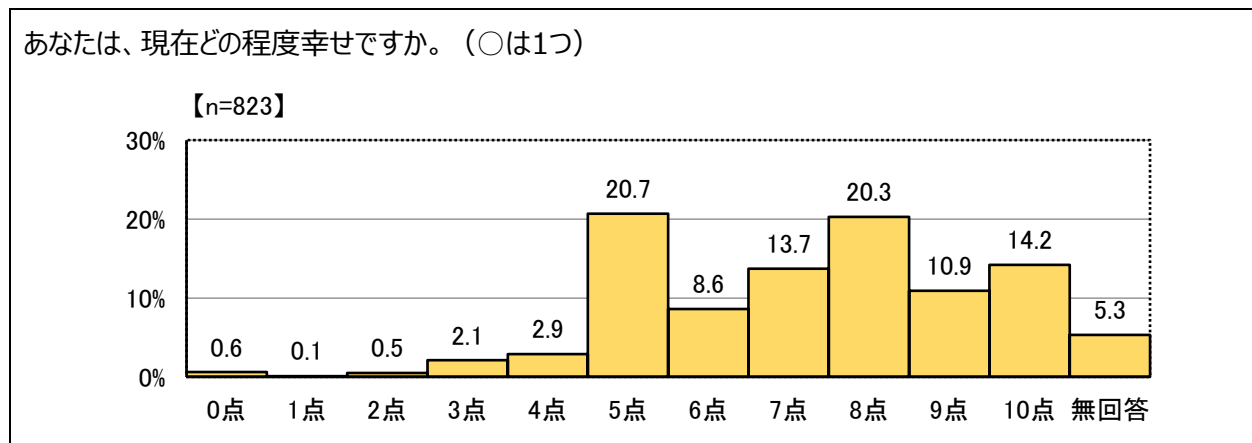
3-1 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

(1) 主観的健康感・幸福感

現在の健康状態について、69.6%が「まあよい」と回答し、次いで「とてもよい」、「あまりよくない」がともに12.6%、「よくない」が2.1%となっています。

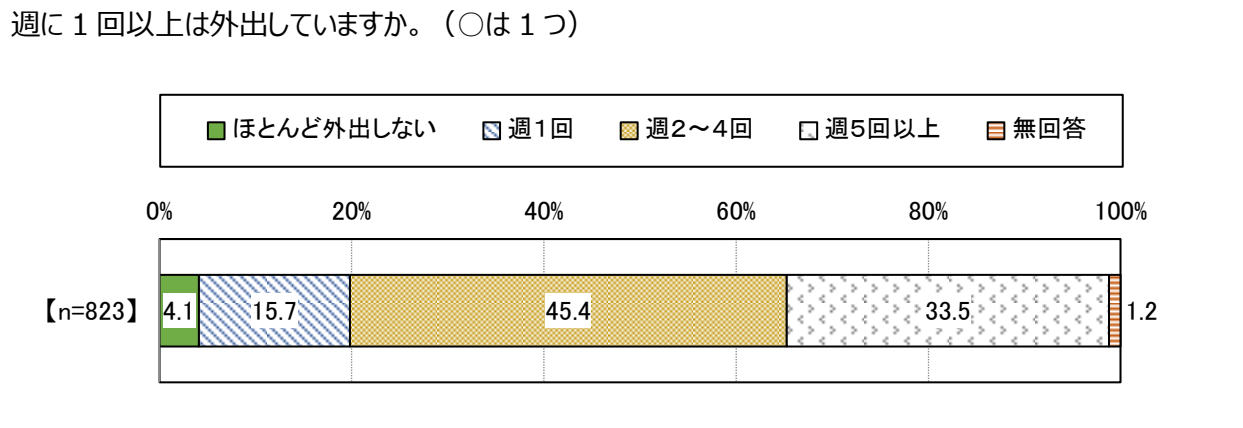


現在の幸福度について、最も多かったのが「5点」で20.7%、次いで「8点」が20.3%、「10点」が14.2%、「7点」が13.7%、「9点」が10.9%と続きます。

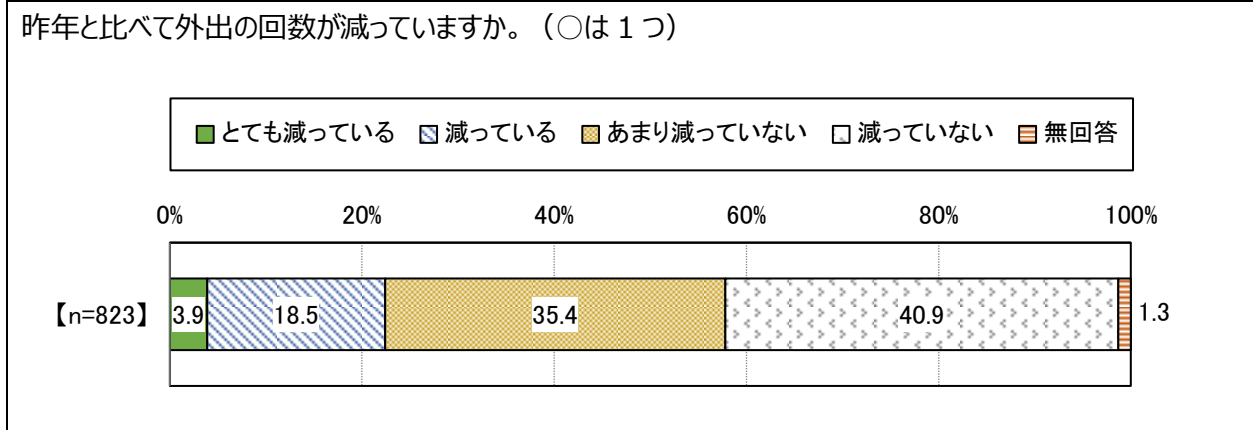


(2) 外出について

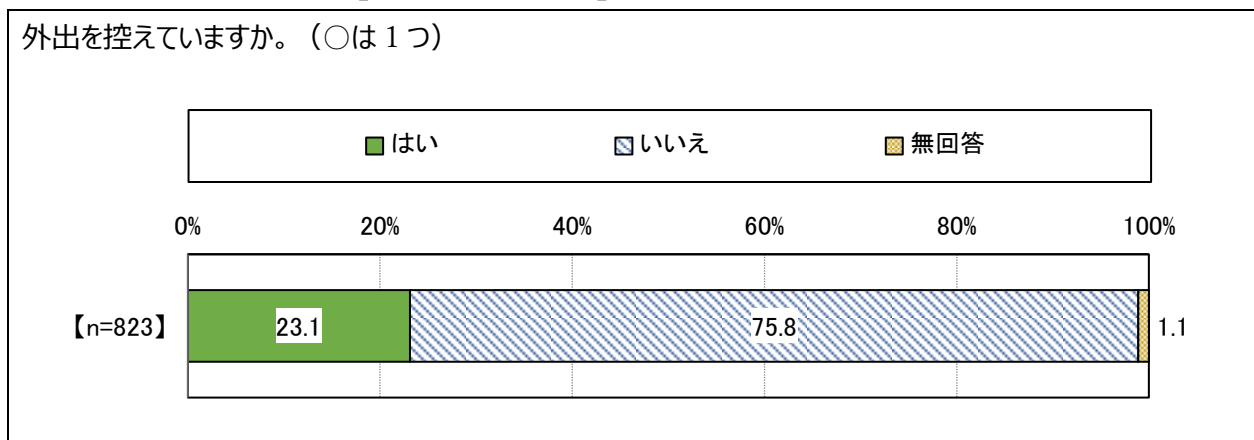
外出の頻度について、閉じこもり傾向のチェック項目である「ほとんど外出しない」と「週1回」の合計が19.8%となっています。



昨年と比べて外出の回数について、40.9%が「減っていない」と回答し、次いで「あまり減っていない」が35.4%、「減っている」が18.5%、「とても減っている」が3.9%となりました。

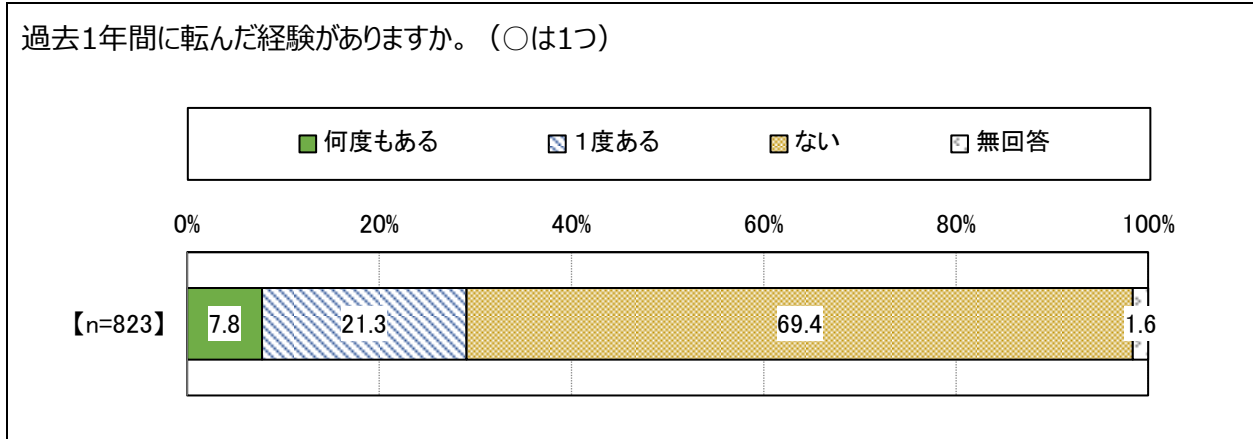


外出を控えているか、「はい」が23.1%、「いいえ」が75.8%となりました。

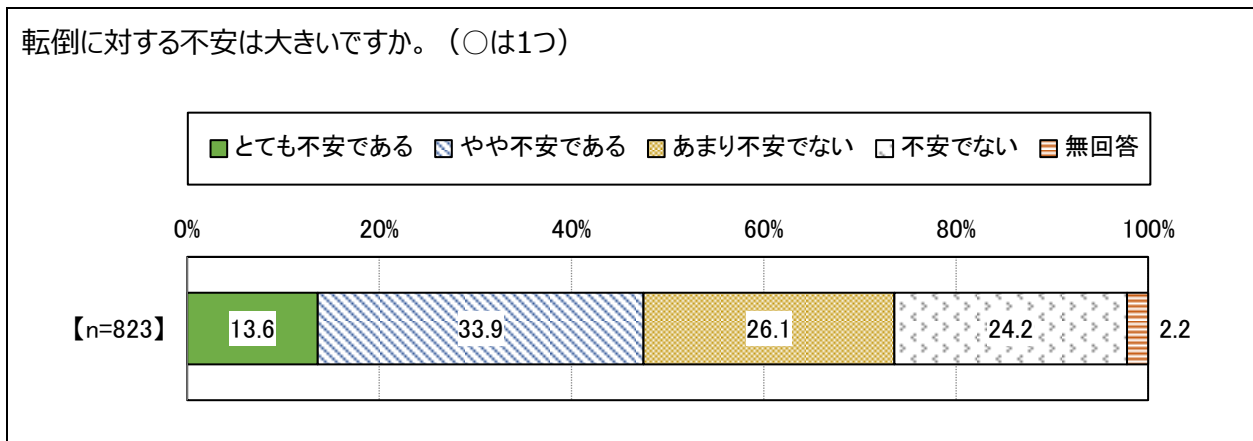


(3) 転倒

過去1年間の転んだ経験について、「何度もある」「一度ある」の合計が29.1%となりました。

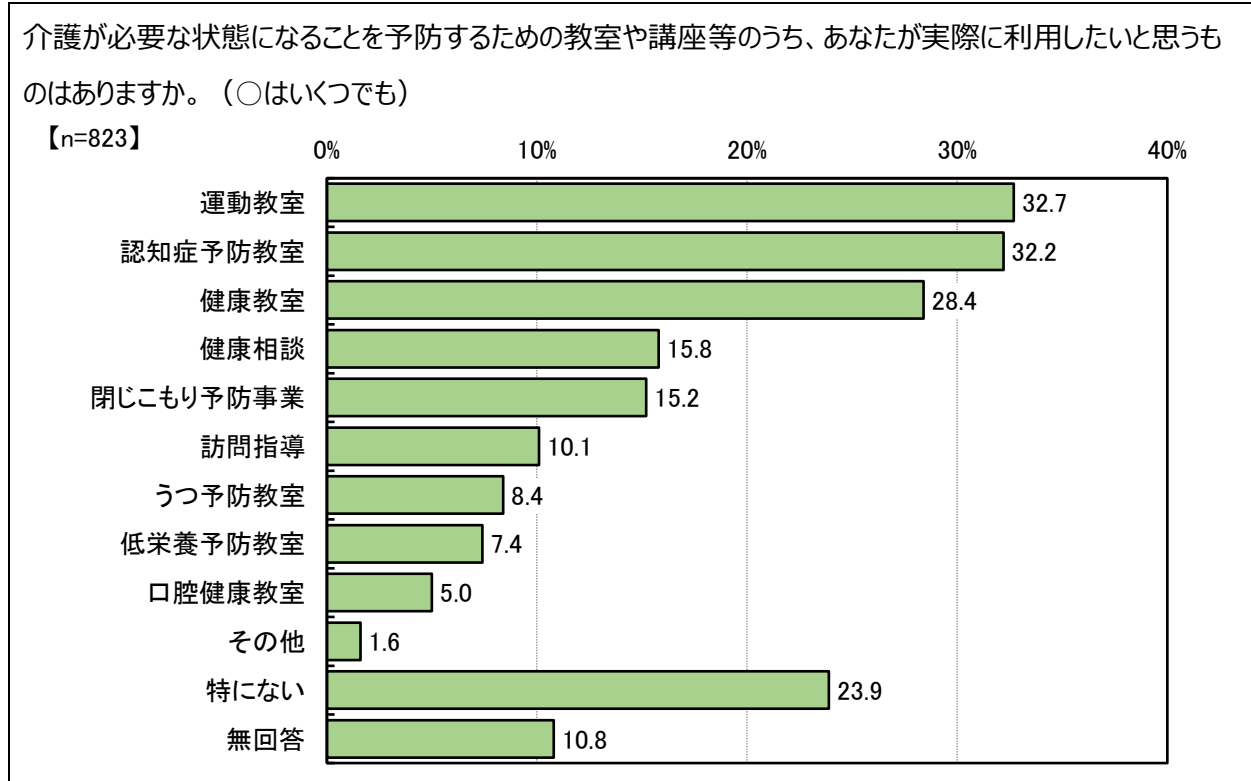


転倒に対する不安について、「とても不安である」「やや不安である」が47.5%となりました。

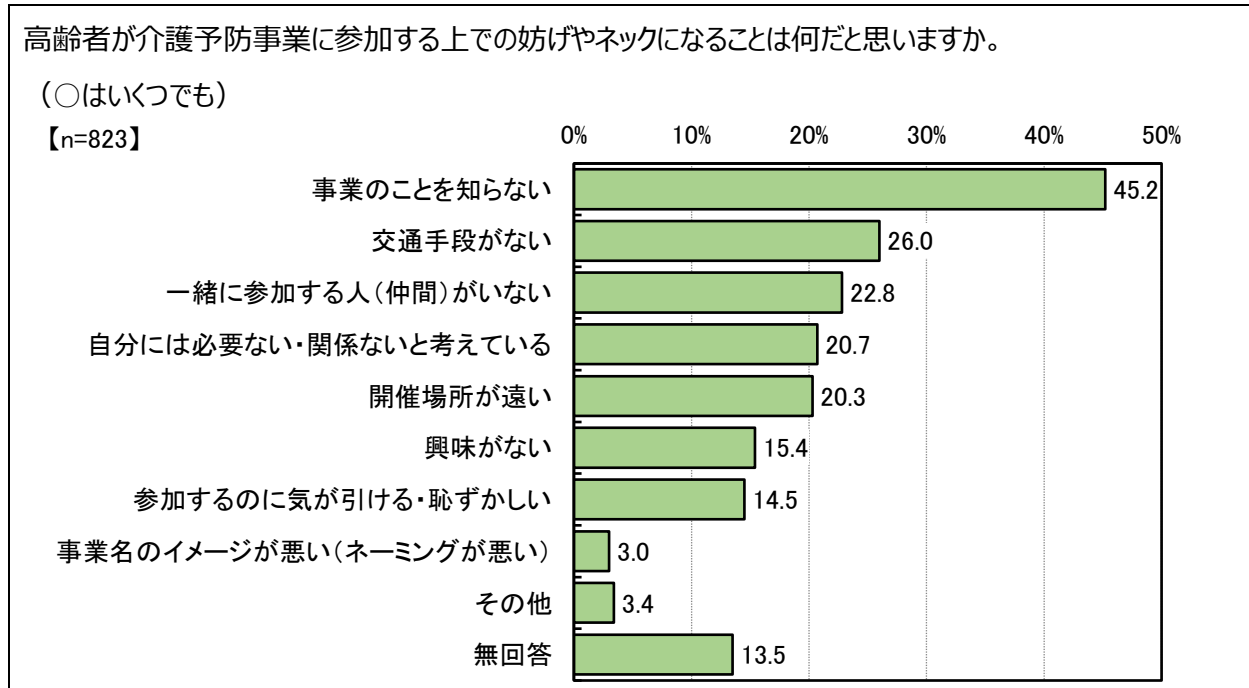


(4) 介護予防のために利用したい教室や講座

介護が必要な状態になることを予防するための教室や講座等のうち、実際に利用したいと思うものについて、「運動教室」の32.7%が最も多く、次いで「認知症予防教室」が32.2%、「健康教室」が28.4%、「健康相談」が15.8%となりました。

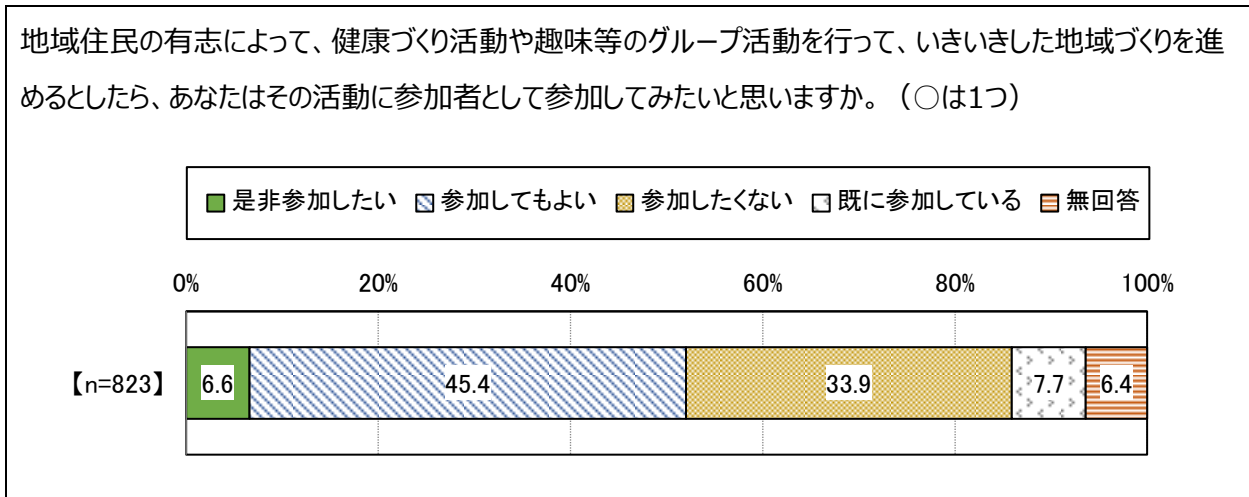


介護予防事業に参加する上での妨げやネックになることについて、「事業のことを知らない」が 45.2%と最も多く、次いで「交通手段がない」が 26.0%、「一緒に参加する人（仲間）がない」が 22.8%、「自分には必要ない・関係ないと考えている」が 20.7%、「開催場所が遠い」が 20.3%となりました。



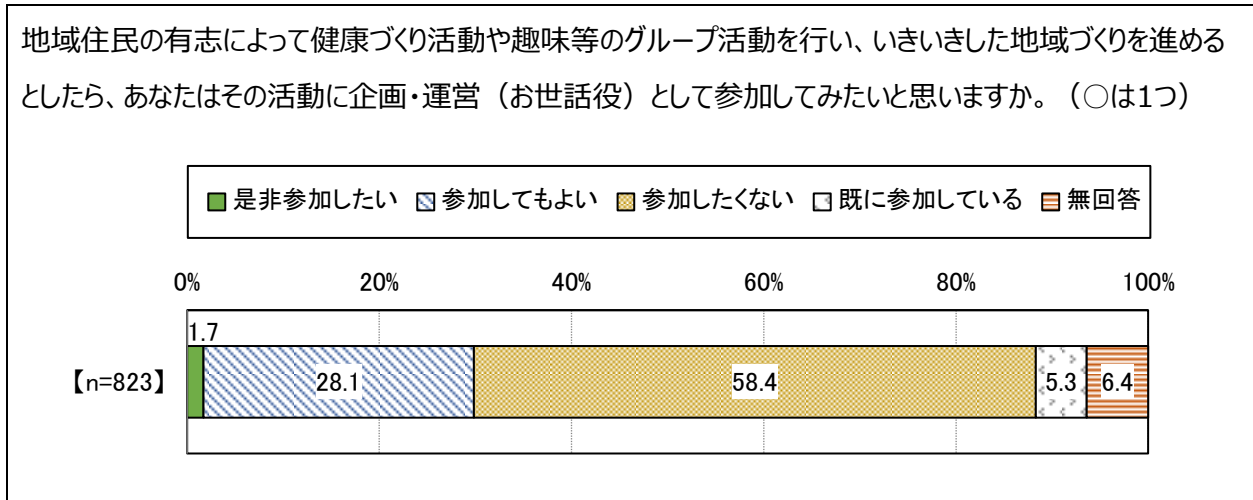
(5) 地域活動への参加について

地域住民による活動へ参加する意思について、「参加してもよい」が45.4%と最も多く、次いで「参加したくない」が33.9%、「既に参加している」が7.7%、「是非参加したい」が6.6%となっています。



地域住民による活動に企画・運営者として参加する意思について、「参加したくない」が58.4%と最も多く、次いで「参加してもよい」が28.1%、「既に参加している」が5.3%、「是非参加したい」が1.7%となっています。

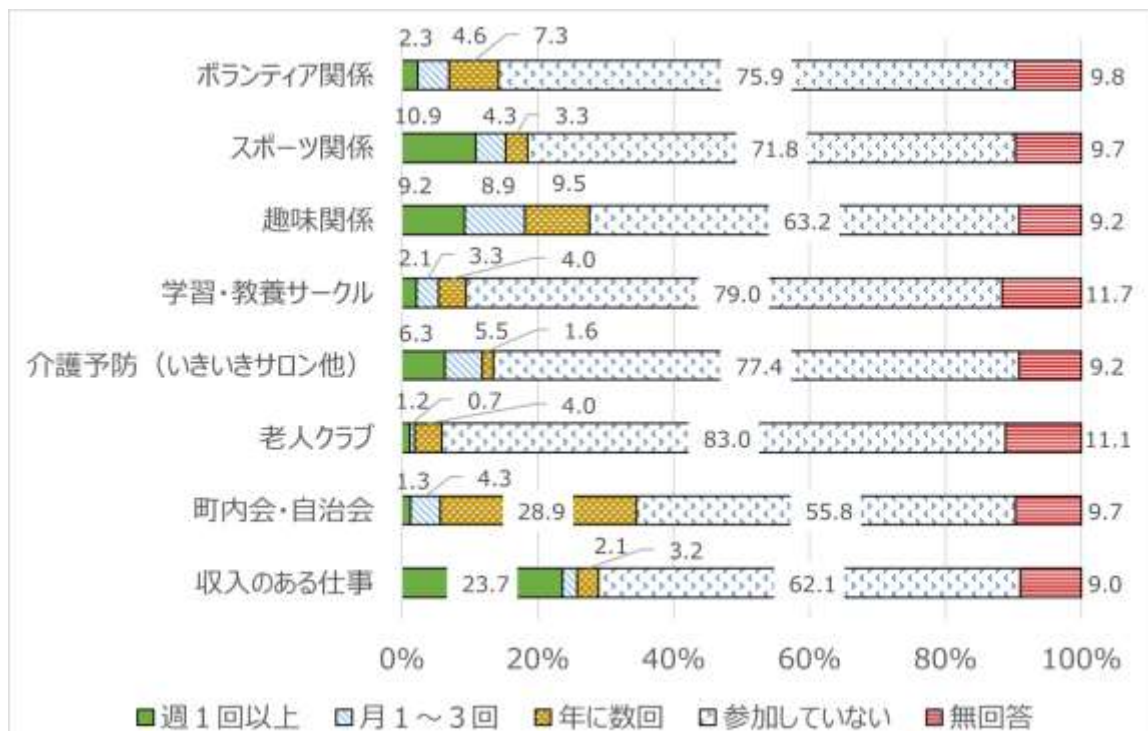
地域住民の有志によって健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行い、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に企画・運営（お世話役）として参加してみたいと思いますか。（○は1つ）



会・グループ活動への参加状況（頻度）について、「週 1 回以上」のペースで参加している人が最も多いのが「収入のある仕事」で 23.7%、次いで「スポーツ関係」が 10.9%、「趣味関係」が 9.2%となりました。

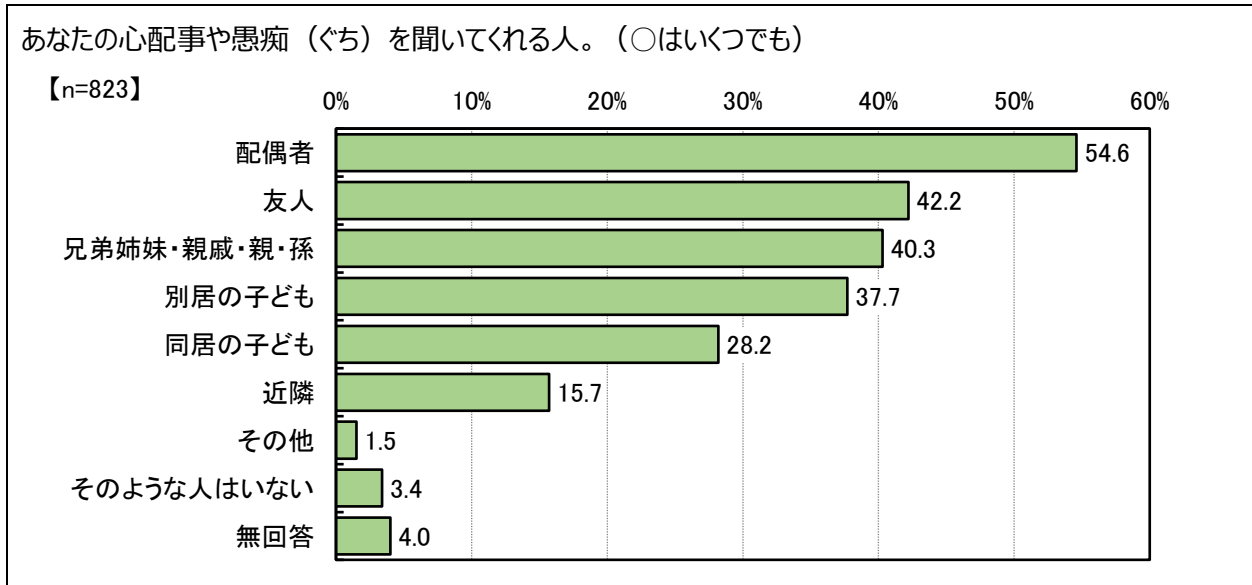
会・グループ活動への参加状況まとめ

【n=828】



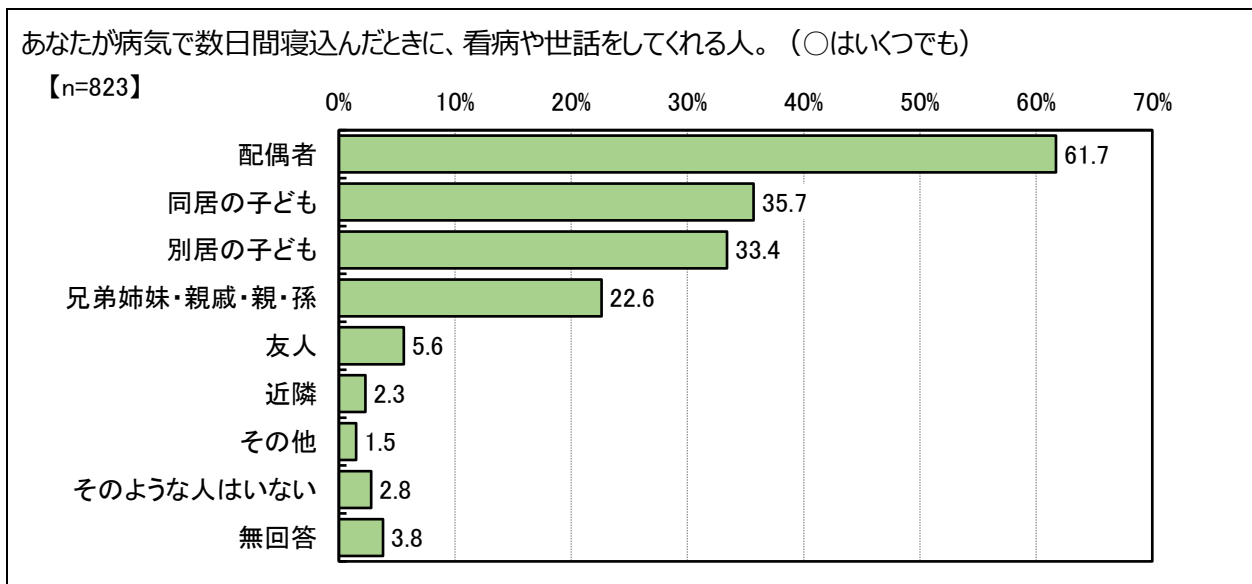
(6) 心配事や愚痴を聞いてくれる人

心配事や愚痴を聞いてくれる人について、54.6%が「配偶者」と回答し、次いで「友人」が42.2%、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が40.3%、「別居の子ども」が37.7%、「同居の子ども」が28.2%となりました。



(7) 看病や世話をしてくれる人

病気で数日間寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人について、61.7%が「配偶者」と回答し、次いで「同居の子ども」が35.7%、「別居の子ども」が33.4%、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が22.6%、「友人」が5.6%になりました。



(8) 相談相手

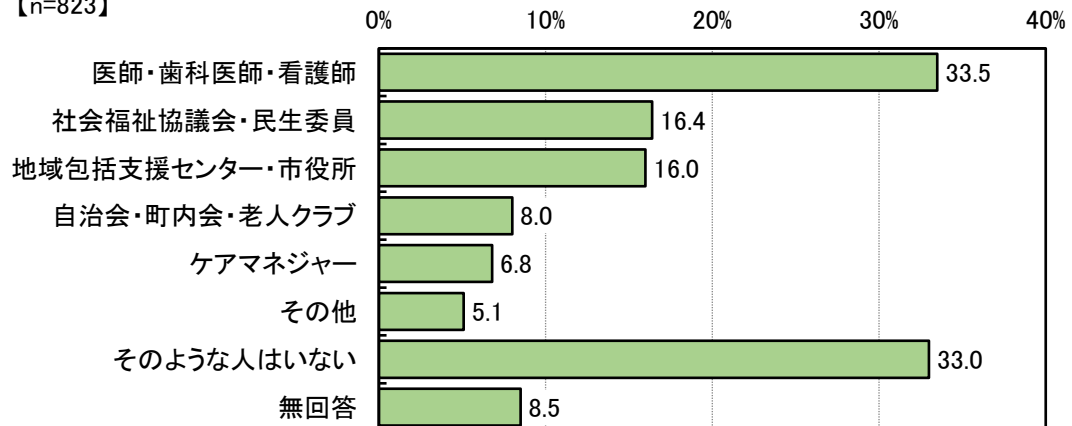
家族や友人・知人以外で何かあったときに相談する相手について、「医師・歯科医師・看護師」が33.5%と最も多く、次いで「社会福祉協議会・民生委員」が16.4%、「地域包括支援センター・市役所」が16.0%、「自治会・町内会・老人クラブ」が8.0%となっています。

一方、「そのような人はいない」とする回答が33.0%ありました。

家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手を教えてください。

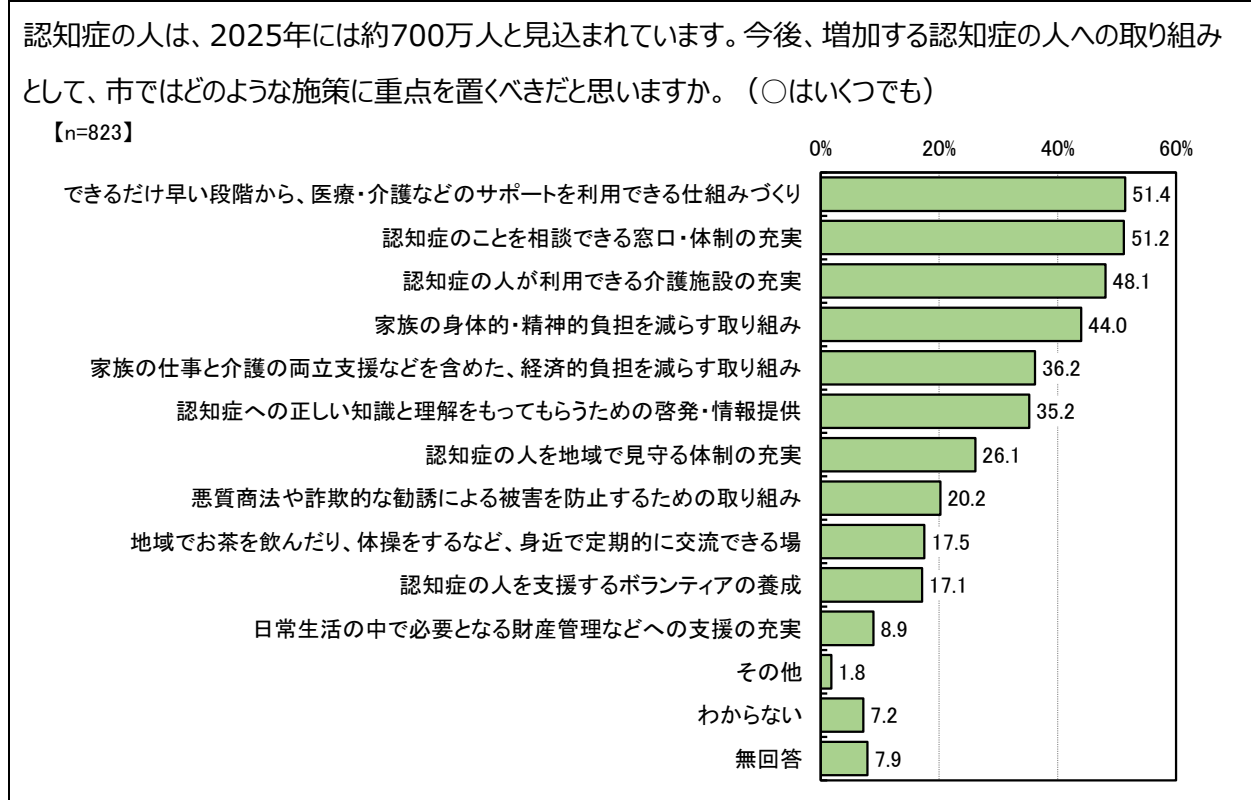
(〇はいくつでも)

【n=823】

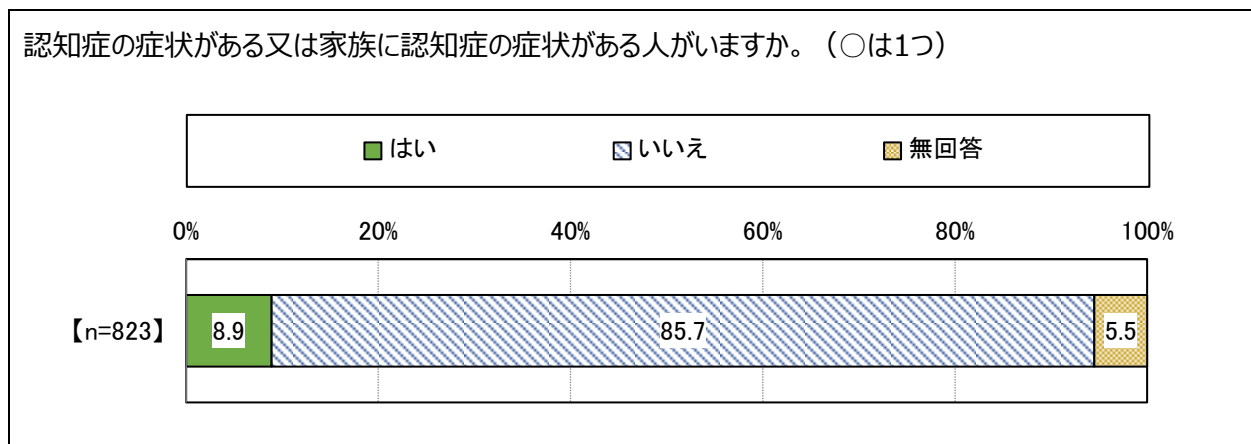


(9) 認知症について

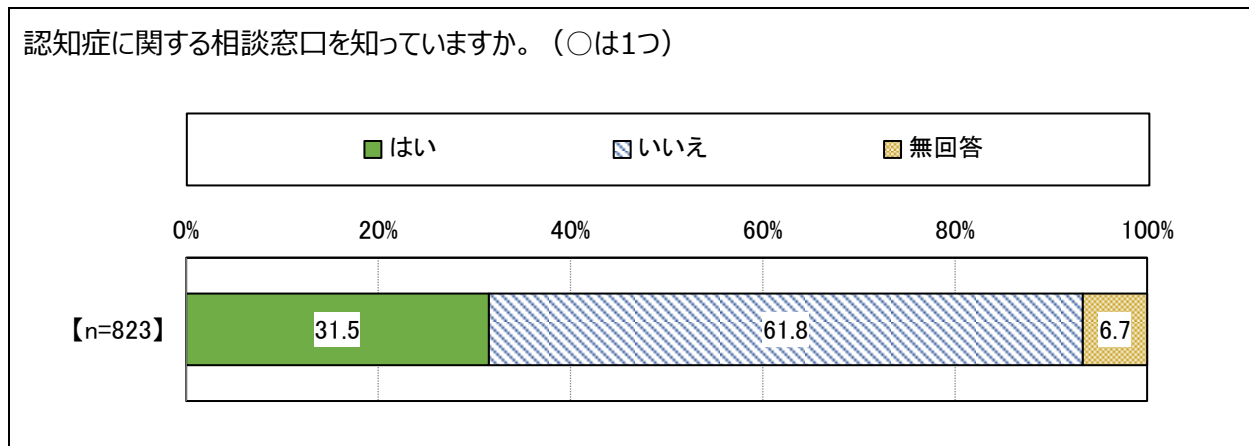
今後増加する認知症の人への取り組みとして、市ではどのような施策に重点を置くべきか、51.4%が「できるだけ早い段階から、医療・介護等のサポートを利用できる仕組みづくり」と回答し、次いで「認知症のことを相談できる窓口・体制の充実」が51.2%、「認知症の人が利用できる介護施設の充実」が48.1%、「家族の身体的・精神的負担を減らす取り組み」が44.0%、「家族の仕事と介護の両立支援等を含めた、経済的負担を減らす取り組み」が36.2%となりました。



認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人の有無について、8.9%が「はい」と回答し、「いいえ」が85.7%となりました。



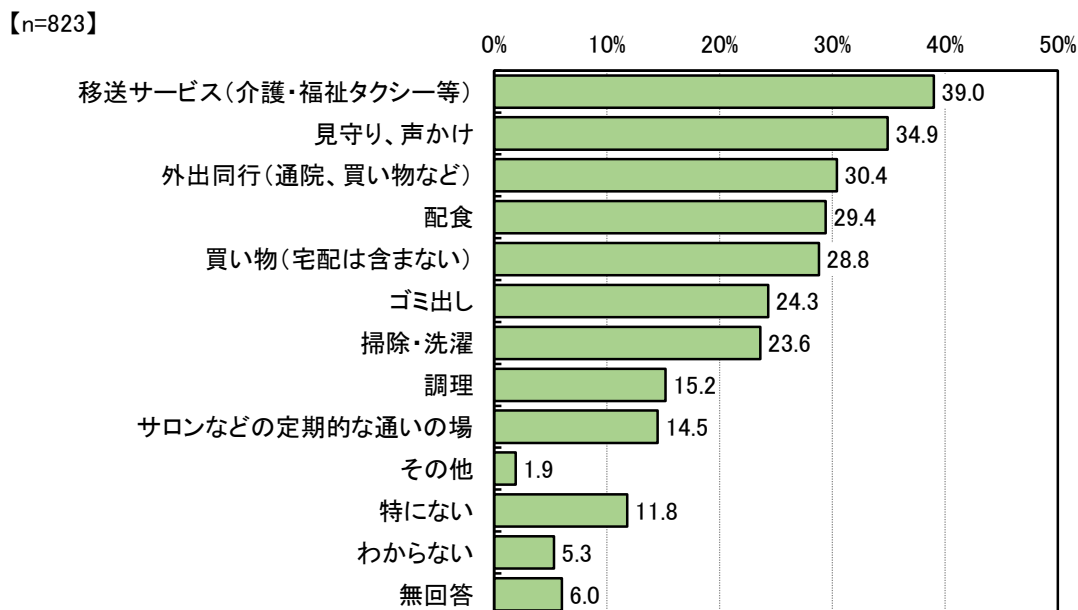
認知症に関する相談窓口を知っているか、31.5%が「はい」と回答し、「いいえ」が61.8%となりました。



(10) 在宅で生活するために必要な支援・サービス

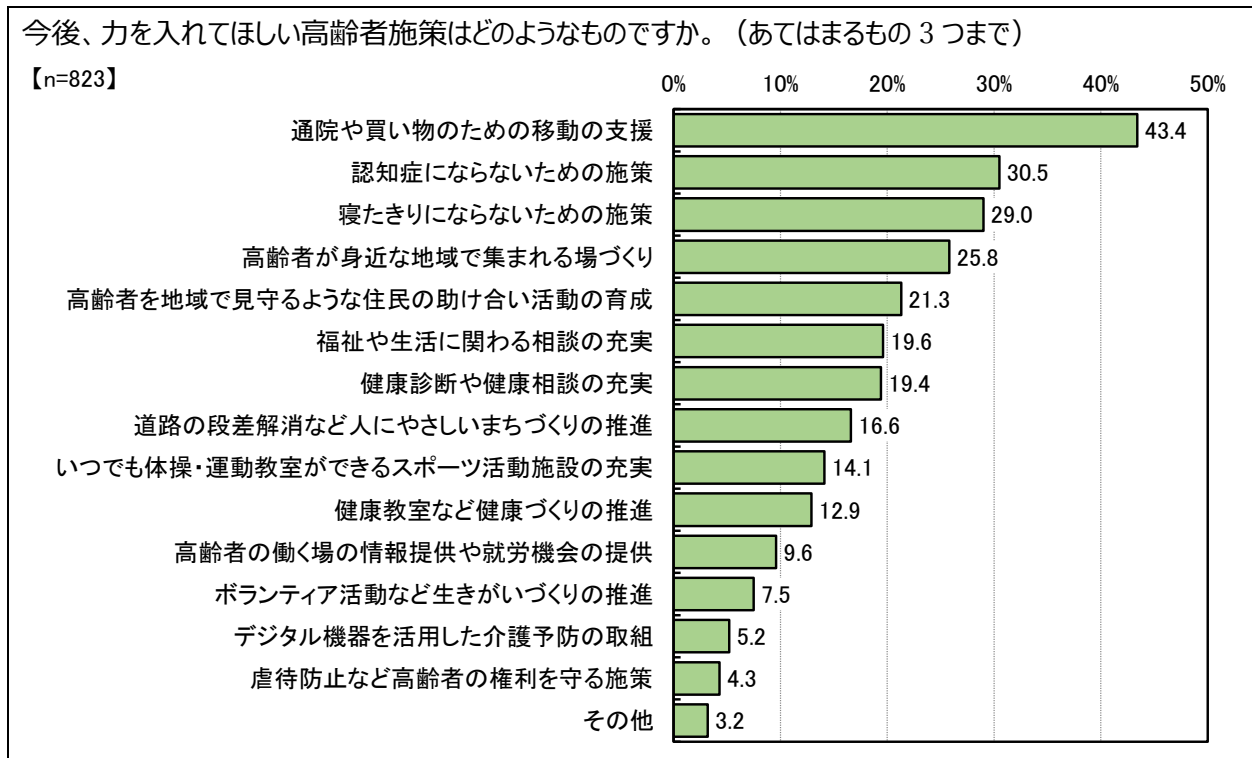
住み慣れた地域において、在宅で自立した生活を続けていくために、必要になると思う支援やサービスについて、39.0%が「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」と回答し、次いで「見守り、声かけ」が34.9%、「外出同行（通院、買い物等）」が30.4%、「配食」が29.4%、「買い物（宅配は含まない）」が28.8%となりました。

住み慣れた地域において、在宅で自立した生活を続けていくために、必要になると思う支援やサービスは何ですか。（※在宅での生活を継続していく上で、必要になると思う支援やサービスは何ですか。）（○はいくつでも）



(11) 力を入れてほしい高齢者施策

今後、力を入れてほしい高齢者施策について、43.4%が「通院や買い物のための移動の支援」と最も多く、次いで「認知症にならないための施策」が30.5%、「寝たきりにならないための施策」が29.0%、「高齢者が身近な地域で集まれる場づくり」が25.8%、「高齢者を地域で見守るような住民の助け合い活動の育成」が21.3%の順となりました。

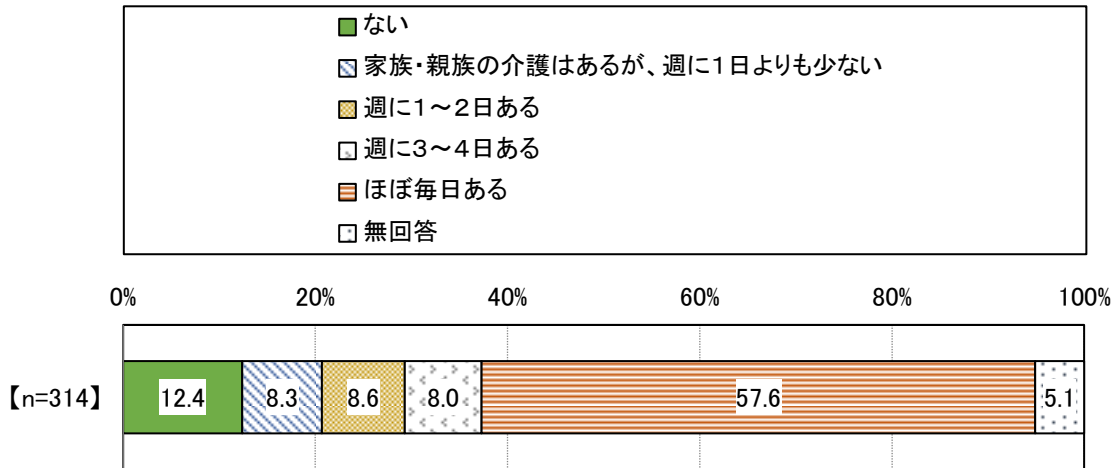


3-2 在宅介護実態調査

(1) 家族・親族からの介護の状況

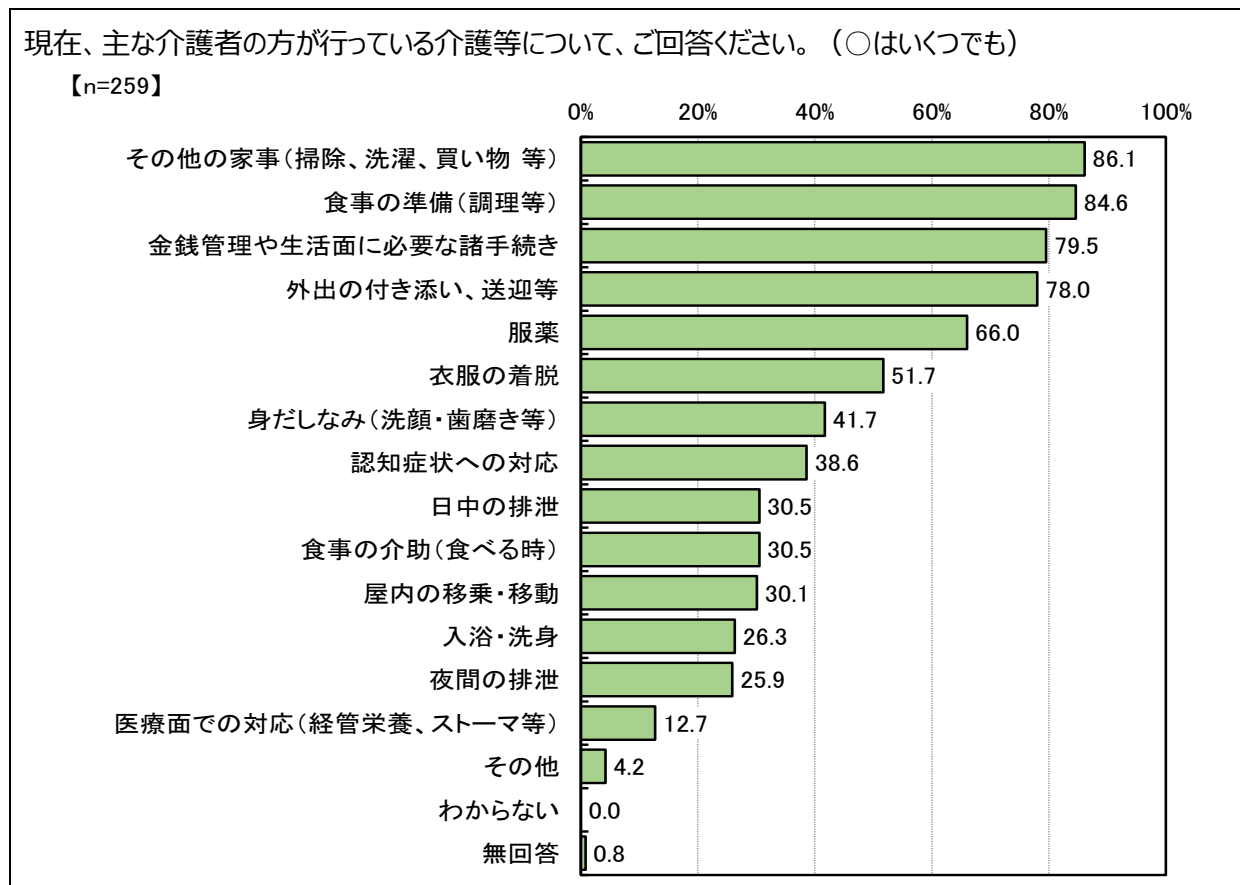
家族や親族からの介護の状況について、「ほぼ毎日ある」が 57.6%と最も多く、次いで「週に 1～2 日ある」が 8.6%、「家族・親族の介護はあるが、週に 1 日よりも少ない」が 8.3%となっています。

ご家族やご親族の方からの介護は、週にどのくらいありますか。（同居していない子どもや親族等からの介護を含む）（○は1つ）



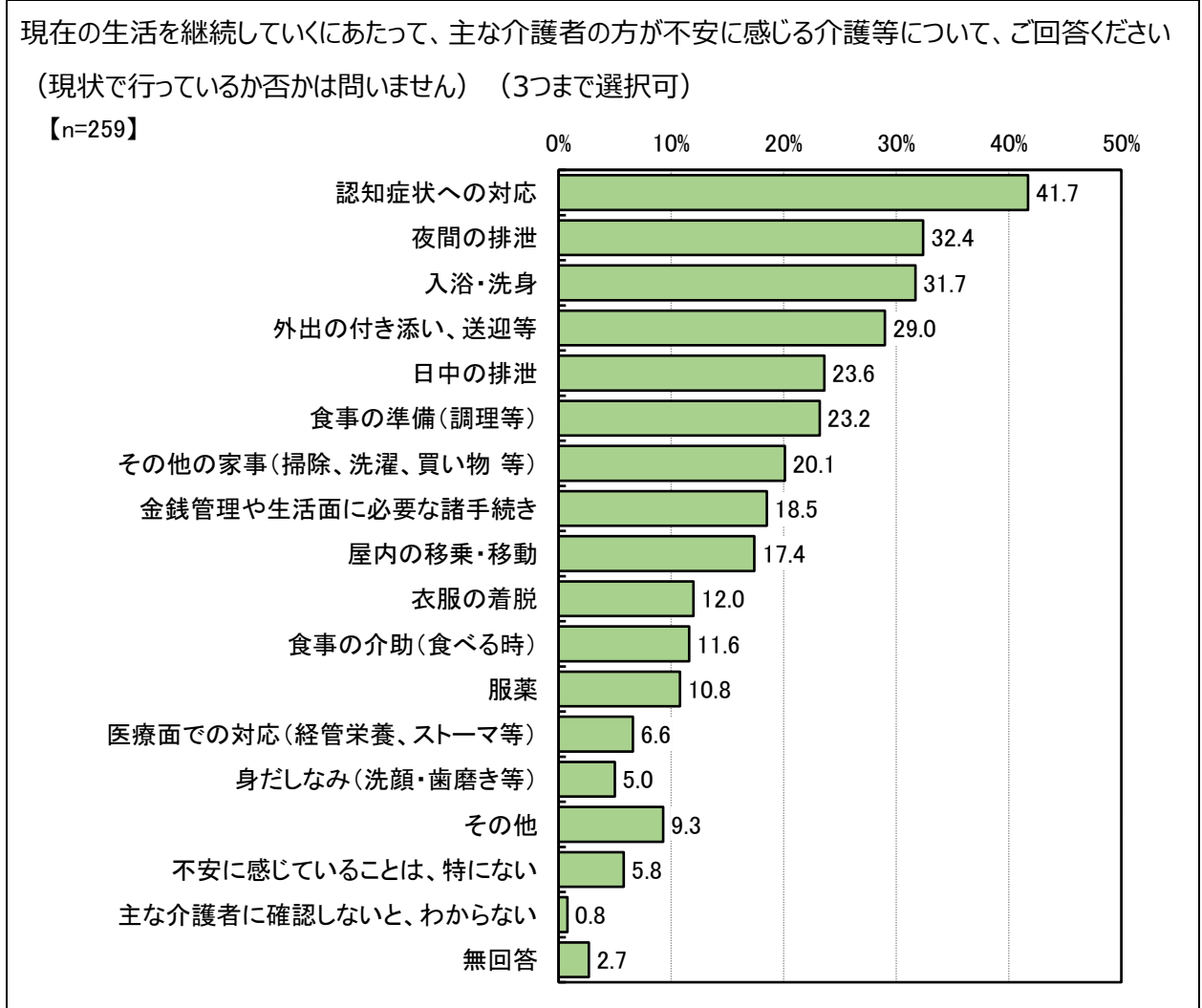
(2) 主な介護者が行っている介護

主な介護者が行っている介護について「その他の家事（掃除、洗濯、買い物 等）」が 86.1%と最も多く、次いで「食事の準備（調理等）」が 84.6%、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が 79.5%、「外出の付き添い、送迎等」が 78.0%となっています。



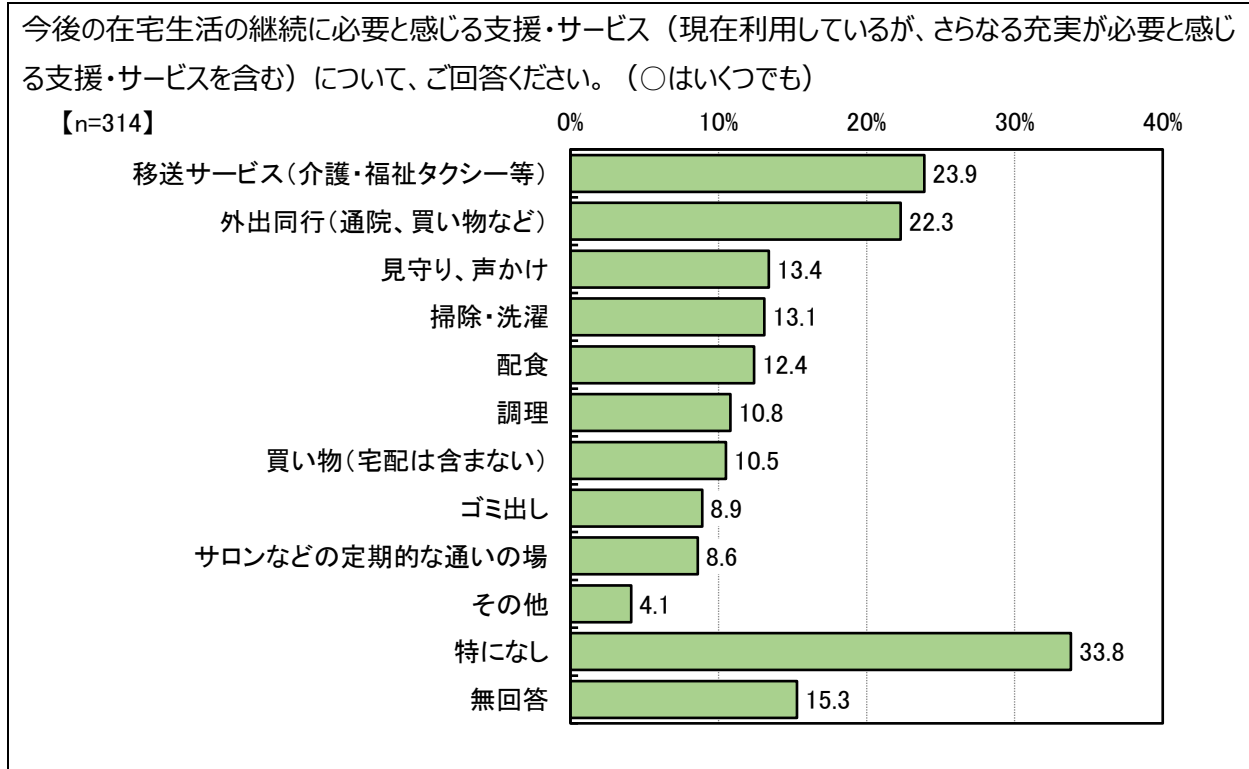
(3) 主な介護者が不安に感じる介護

主な介護者が不安に感じている介護等について、「認知症状への対応」が 41.7%と最も多く、次いで「夜間の排泄」が 32.4%、「入浴・洗身」が 31.7%、「外出の付き添い、送迎等」が 29.0%、「日中の排泄」が 23.6%となっています。



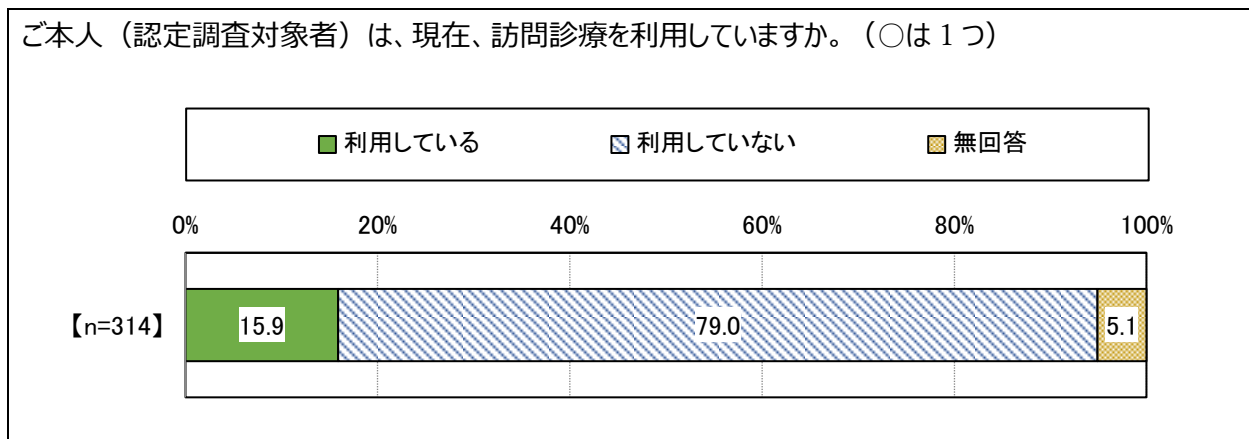
(4) 在宅生活の継続に必要な支援・サービス

今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについて、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が23.9%と最も多く、次いで「外出同行（通院、買い物等）」が22.3%、「見守り、声かけ」が13.4%、「掃除・洗濯」が13.1%となりました。なお、「特になし」は33.8%となりました。



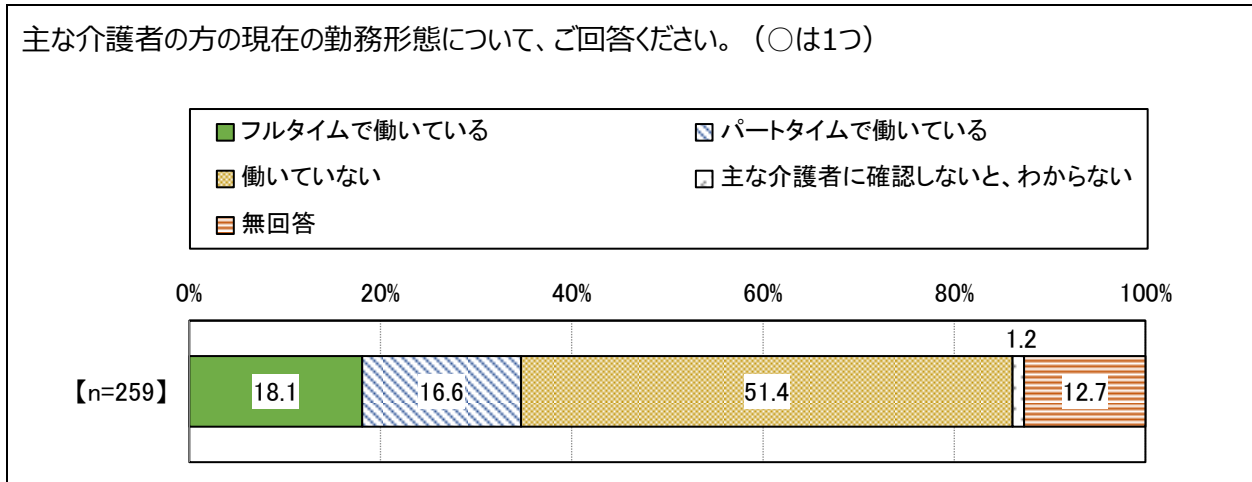
(5) 訪問診療の利用状況

訪問診療について、「利用している」が15.9%、「利用していない」が79.0%となりました。



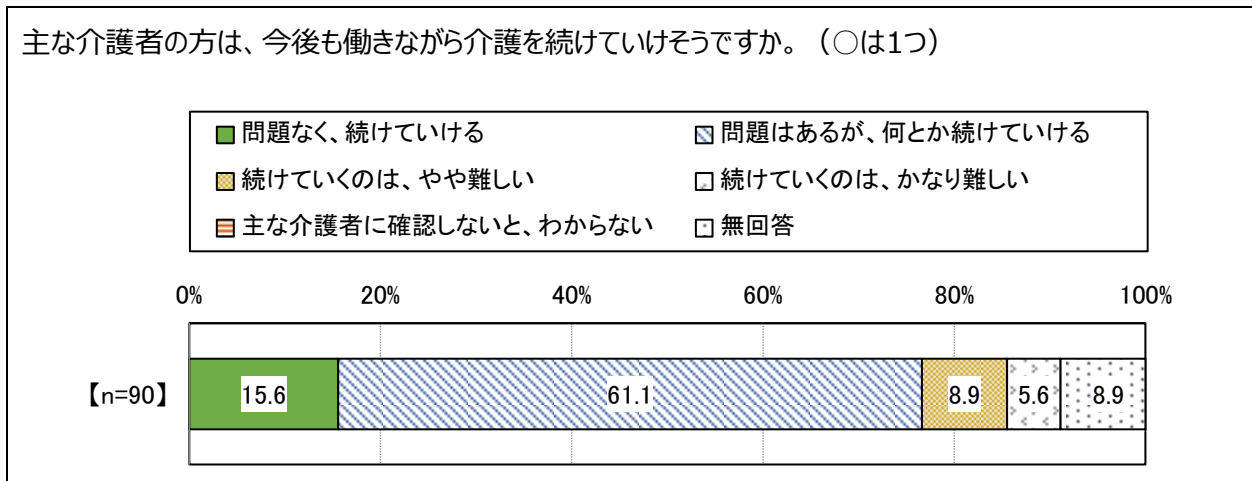
(6) 主な介護者の勤務形態

主な介護者の現在の勤務形態について、51.4%が「働いていない」と回答し、次いで「フルタイムで働いている」が18.1%、「パートタイムで働いている」が16.6%、「主な介護者に確認しないと、わからない」が1.2%となっています。



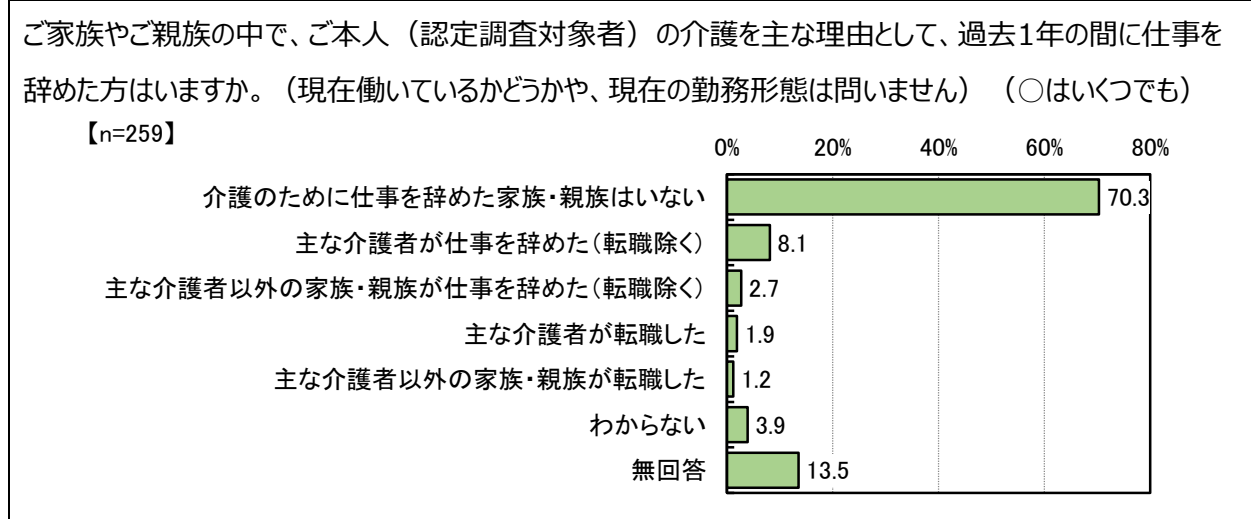
(7) 主な介護者の仕事と介護の継続

仕事と介護の両立について、61.1%が「問題はあるが、何とか続けていける」と回答し、次いで「問題なく、続けていける」が15.6%、「続けていくのは、やや難しい」が8.9%、「続けていくのは、かなり難しい」が5.6%となっています。



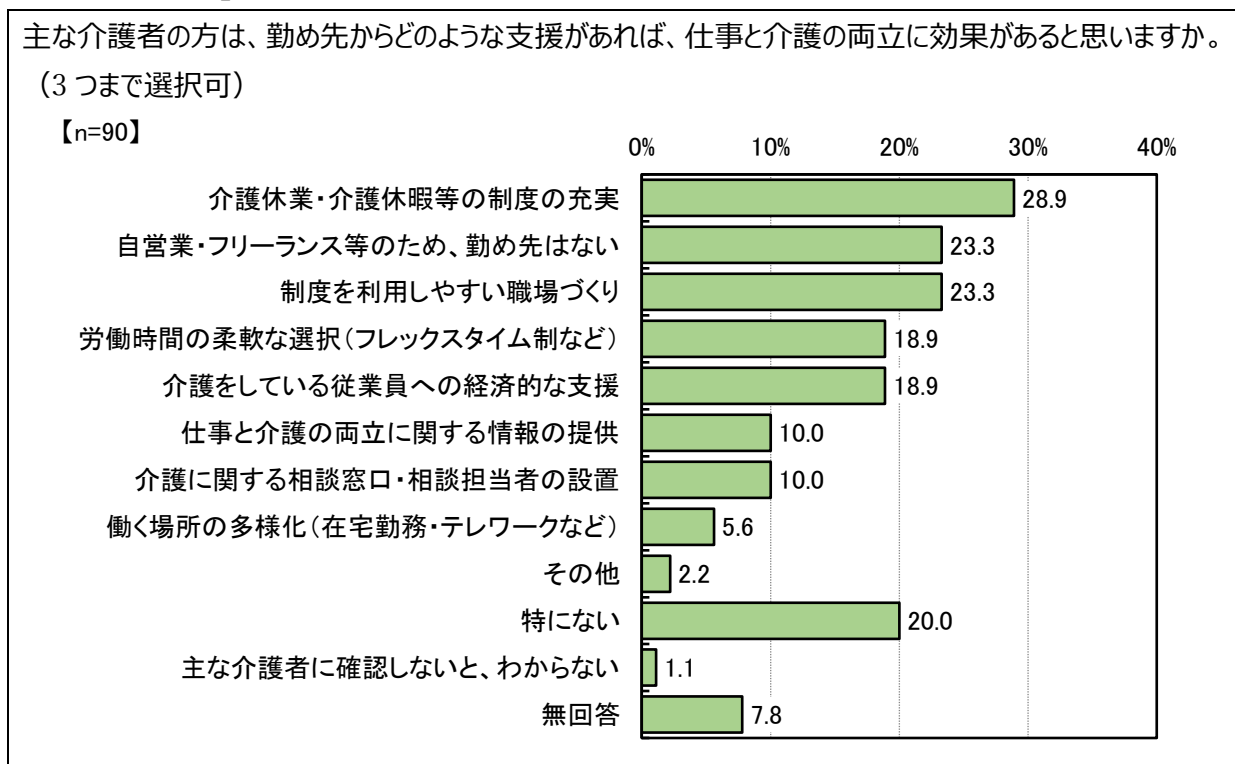
(8) 介護を理由に仕事を辞めた家族・親族

家族や親族の中で、介護を理由に過去1年間で仕事を辞めた方について、70.3%が「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」と回答し、次いで「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」が8.1%、「主な介護者以外の家族・親族が仕事を辞めた（転職除く）」が2.7%となりました。



(9) 仕事と介護の両立のための支援

仕事と介護の両立に有効な支援について、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」が28.9%と最も多く、次いで「制度を利用しやすい職場づくり」が23.3%、「労働時間の柔軟な選択（フレックスタイム制等）」、「介護をしている従業員への経済的な支援」がともに18.9%になりました。なお、「自営業・フリーランス等のため、勤め先はない」が23.3%、「特にない」が20.0%でした。



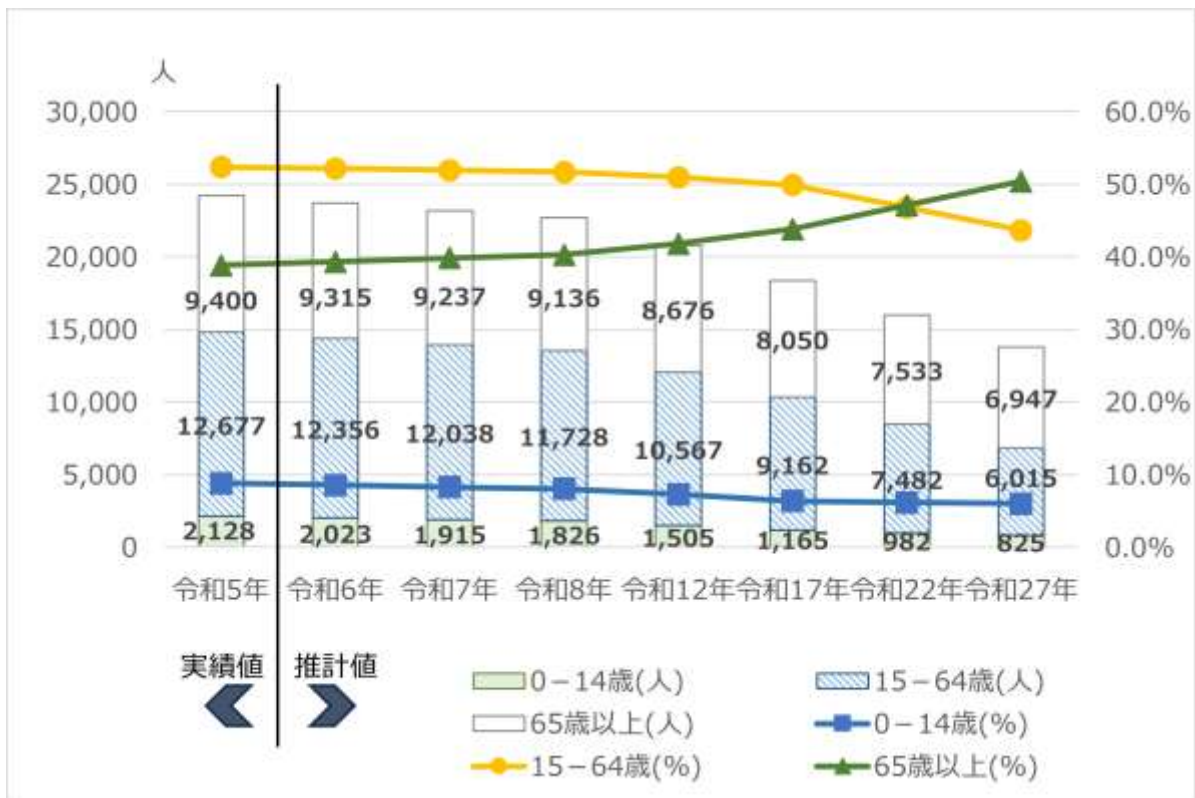
第4章 高齢者の将来推計

4-1 人口の推計

(1) 本市の人口推計

住民基本台帳を基に、コーホート変化率法（同じ年に生まれた人の集まり「コーホート」について、過去の人口動態から「変化率」を求め、その結果に基づき将来人口を推計する方法）により算出した推計では人口は緩やかに減少し、令和22年（2040年）には生産年齢人口（15歳～65歳未満）と高齢者（65歳以上）の割合がほぼ同じになり、以降は逆転すると予想されています。

◆人口の推計

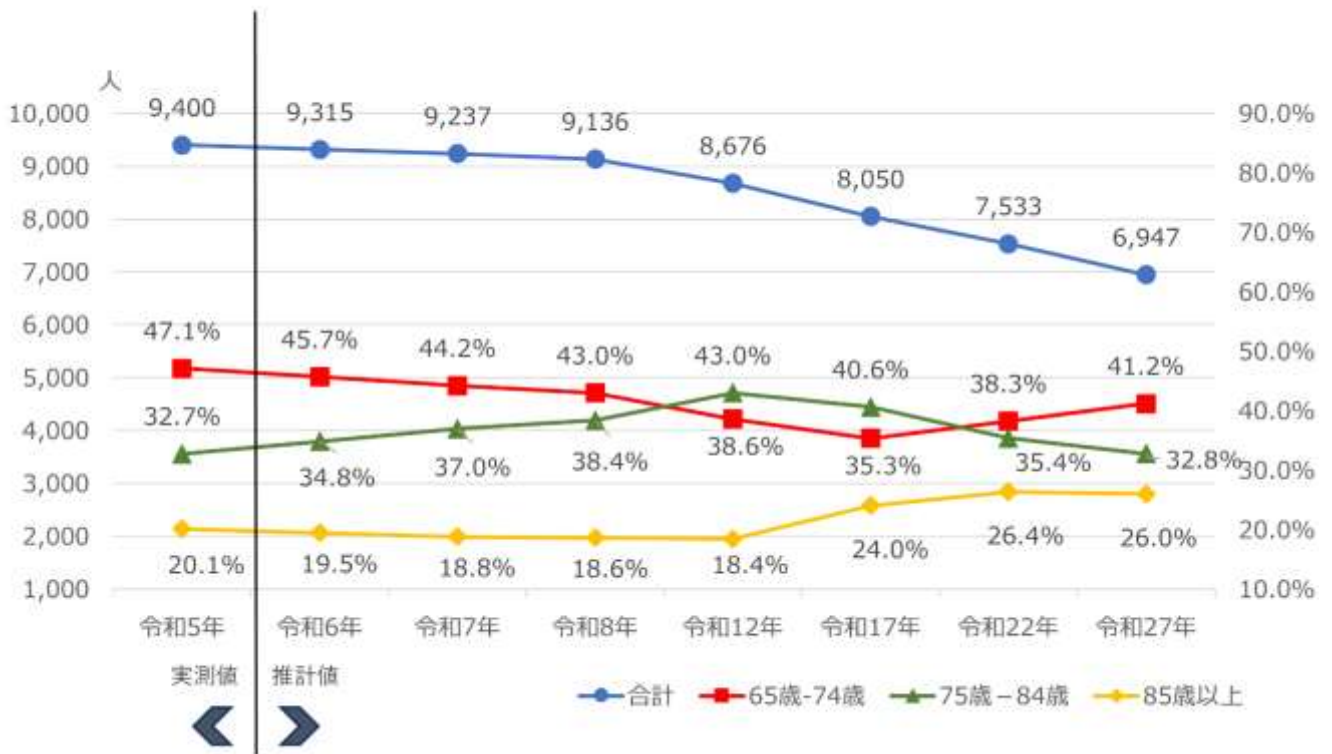


資料：住民基本台帳に基づく推計（各年10月1日）

(2) 高齢者の人口推計

高齢者の総人口は徐々に減少すると予測されています。年代別にみると、「65歳～74歳」が令和17年(2035年)まで減少、「75歳～84歳」が令和12年(2030年)にピークを迎え、以降減少が見込まれています。

◆高齢者人口の推移

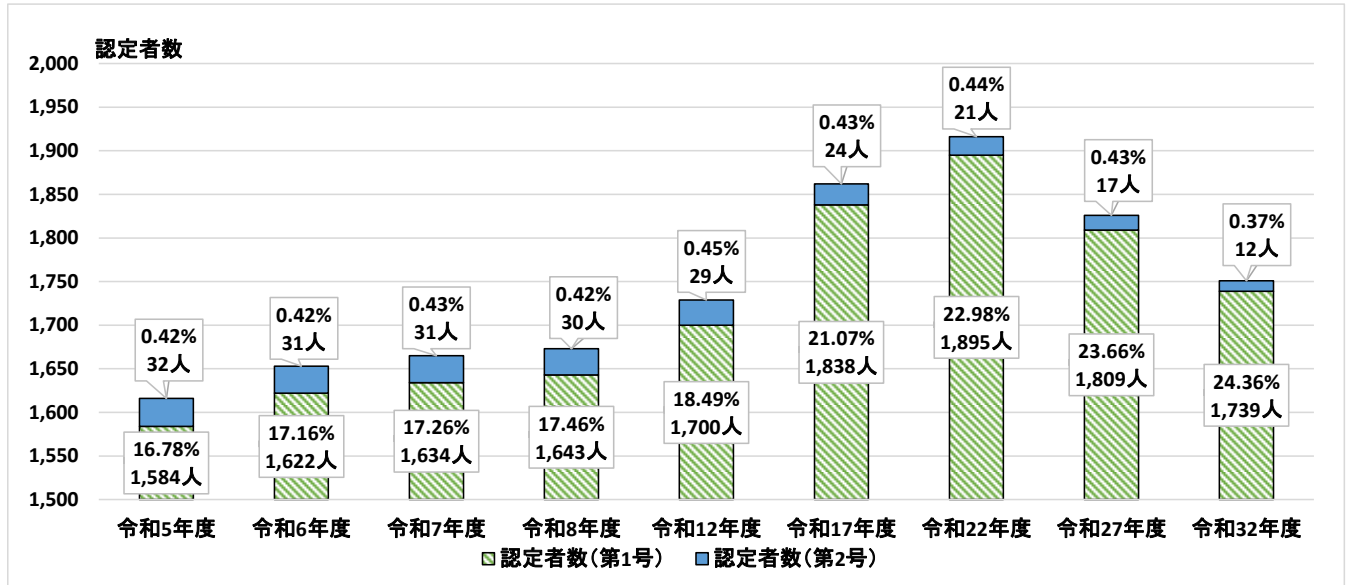


資料：住民基本台帳に基づく推計（各年10月1日）

4-2 要支援・要介護認定者の推計

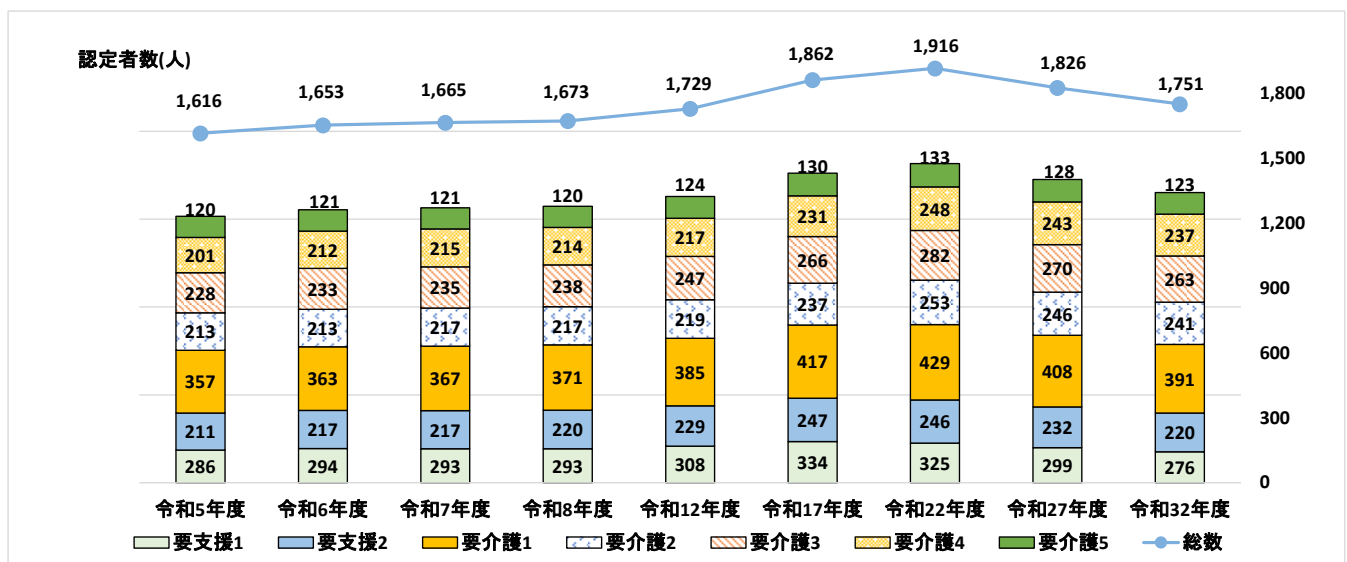
要支援・要介護認定者数は、令和22年（2040年）にピークを迎えると推定されます。第1号認定者数の割合は、少しずつ増えていきますが、一方で、第2号の認定者数は減少傾向が見られます。要支援・要介護認定者の等級別では、要支援1、2は、令和17年（2035年）がピークとなり、以降減少していくと見られますが、要介護1～5は令和22年（2040年）にピークを迎え、以降減少に転じると想定されます。

◆要支援・要介護認定者数の推計（全体）



資料：地域包括ケア「見える化」システムによる推計

◆要支援・要介護認定者数の推計（等級別）

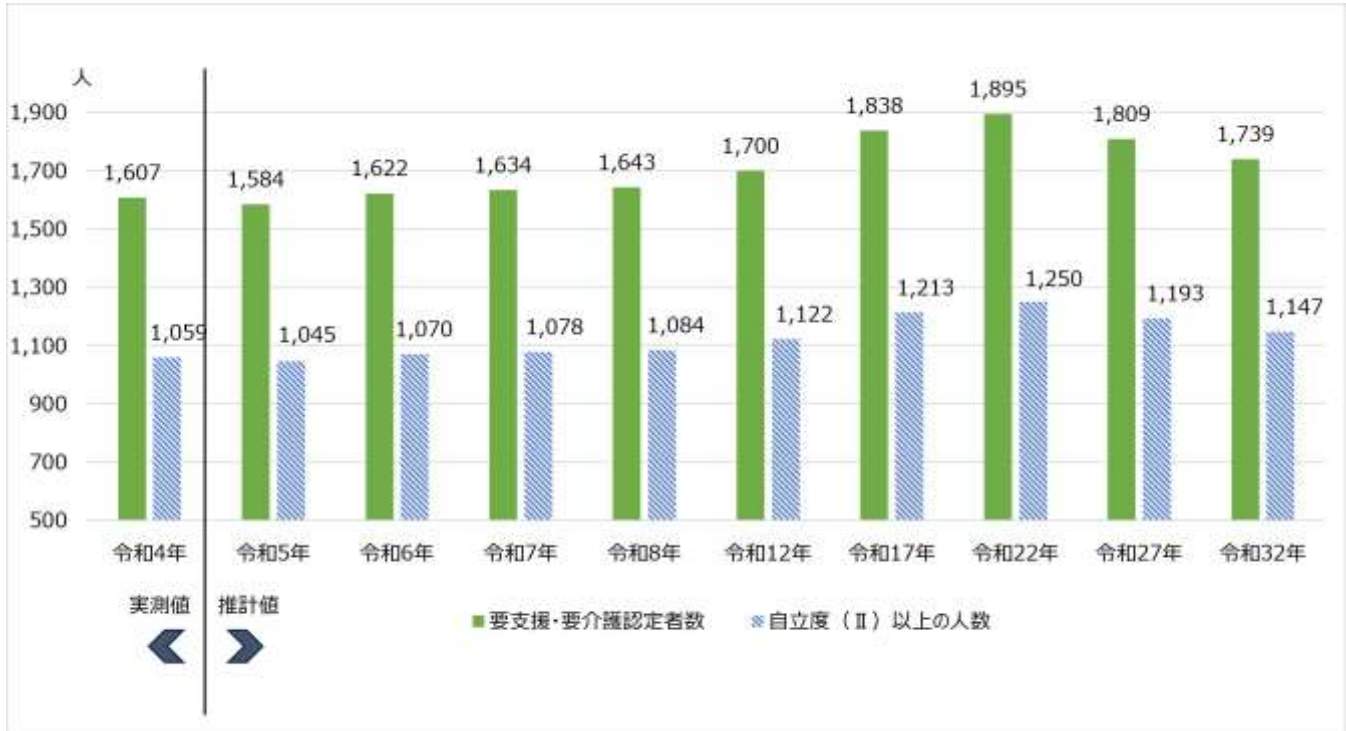


資料：地域包括ケア「見える化」システムによる推計

4-3 認知症高齢者の推計

認知症高齢者（認知症高齢者自立度Ⅱ以上）の推計は、要支援・要介護認定者に対する認知症高齢者自立度Ⅱ以上の割合（実績値）に、要支援・要介護認定者推計値を乗じて求めました。推計値によると、認知症高齢者は年々増加を続け、計画最終年（令和8年）には1,084人になると見込まれています。また、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年（2040年）には1,250人になると見込まれます。

◆要支援・要介護認定者数と認知症高齢者数（自立度Ⅱ以上）の推計



資料：地域包括ケア「見える化」システムによる推計

第5章 基本理念と施策

5-1 基本理念

本市における令和5年9月の65歳以上の人口は38%を超え、65歳以上の高齢者を含む世帯が6割に達しました。また、85歳以上の人口が令和12年（2030年）頃から徐々に増加することが見込まれ、医療・介護双方に課題を抱える要介護高齢者が増加すると考えられています。さらに高齢人口がピークを迎え、現役世代の減少が顕著になると予測される令和22年（2040年）を見据え、今後の本市の人口動態や介護ニーズの見込み等を鑑みながら現場の課題に取り組み、実情に応じた介護サービス基盤を計画的に確保していく必要があります。

地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤であり、これまでも高齢者に対するケアを基本としながら、障がい者、子どもと子育て家庭、生活困窮者に対して包括的な支援を行ってきました。今後は多様化するニーズに対応するために、医療を含めた多分野の専門家や、医療・介護サービス事業者と広くネットワークを築き、関係者の意見を聞きながら最適なサービスを提供できるよう地域包括ケアシステムの深化・推進に努めていきます。

高齢者一人ひとりが健康で、生きがいを感じ、可能な限り住み慣れた地域で暮らせるように、また、認知症高齢者の家族、ヤングケアラーを含む全ての介護者が安心して日常生活を営むことができるよう、市民が共に支えあう地域づくりを進めていきます。

本計画は、「第3次那須烏山市総合計画」の基本的な考え方に即し、高齢者に関する福祉部門、介護保険事業の領域を担う計画です。この総合計画で定める保健福祉分野の基本目標を踏まえ、「安心して暮らせる支えあいの地域づくり」を第9期計画の基本理念として定め、高齢者の施策・事業の推進に取り組んでいきます。

第9期介護保険事業計画 基本理念

安心して暮らせる支えあいの地域づくり

5-2 基本目標

本計画の基本理念及び本市における地域包括ケアシステムの充実・強化に向けて、これまでの理念・取り組みを発展的に継承しながら、第8期計画において実行した次の4つの基本目標をベースに、各施策・事業を展開していきます。

基本目標1 地域で安心して生活できる安全・安心なまちづくり

高齢者や家族介護者が気軽に相談できる相談窓口の充実を図るとともに、複雑化する相談内容に応じた確にスペシャリスト達が支援できるよう、多分野との連携を強化し那須烏山市内丸ごとで支えあうまちづくりを目指します。

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けられるよう、南那須医師会等、地域の医療・介護の関係者ほか多職種協働で取り組み、包括的・継続的に在宅医療と介護を一体的に提供するための体制を整えます。また、医療と介護の連携が求められる4つの場面「日常の療養支援」「入退院支援」「急変時の対応」「看取り」など、在宅療養者の生活を支援します。

認知症については、積極的に予防³の取り組みを推進・支援していくとともに、市民が認知症に対しての理解を示し、適切な対応が行えるよう、地域における見守り体制を構築し「認知症バリアフリー」の社会を目指します。自立を支える仕組みづくりとして、生活支援コーディネーターを配置し、ネットワーク連絡会の開催や市民による見守りあい活動を推進していきます。

- 施策1 地域における相談支援体制の充実・強化
- 施策2 在宅医療・介護の連携の推進
- 施策3 認知症支援の推進と地域の見守り体制の構築
- 施策4 自立を支える生活支援サービスの充実
- 施策5 権利擁護と虐待防止の推進
- 施策6 住まいづくりの推進
- 施策7 防犯・災害支援体制の推進

³ 予防：認知症にならないという意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を穏やかにする」という意味

基本目標 2 健康で生きがいのある生活の支援

毎日を健やかに過ごすために、また、少しでも要介護状態の回復または悪化の防止にむけて、高齢者の保健活動、生活習慣病予防、健康づくりの環境整備を推進します。アンケートでは転倒が怖いと言った意見が寄せられ、対策の一環として体力づくりの場を提供します。また「社会参加の機会があれば参加しても良い」との回答もあり、いつまでも生き生きとした暮らしができるよう、社会参加の機会づくりや活動を支援します。

施策 8 健康づくりの推進

施策 9 介護予防等の推進

施策 10 社会参加・生きがいづくりの推進

基本目標 3 利用者の視点に立ったサービスの充実

住み慣れた自宅で自分らしい生活を確保するため、在宅での暮らしを支えるサービスの充実を図ります。

アンケートでは、「介護者が不安に感じる介護」として最も多かったのが認知症への対応や夜間の排泄、入浴といった内容でした。こうしたニーズに対応するため、訪問介護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション等の在宅サービスの充実を図ります。また在宅での介護が難しい高齢者には「短期入所生活介護」「短期入所療養介護」や「介護保険施設」を利用してもらう等、利用者のニーズに沿ったサービスの充実を図ります。

施策 11 在宅サービスの充実

施策 12 地域密着型サービスの充実

施策 13 施設サービスの充実

基本目標 4 持続可能性のある高齢者福祉の基盤づくり

介護保険の持続可能な運営を図るため、介護給付の適正化を推進します。今後増大が予想される医療・介護双方のニーズに対応するため、福祉人材の育成・確保に努めます。また、サービスの質が低下しないよう、事業所等に対して指導のほか働きかけを行います。各介護事業所と定期的に情報の共有を図り、災害時の対応や感染症対策について準備を進めていきます。

施策 14 給付適正化の推進

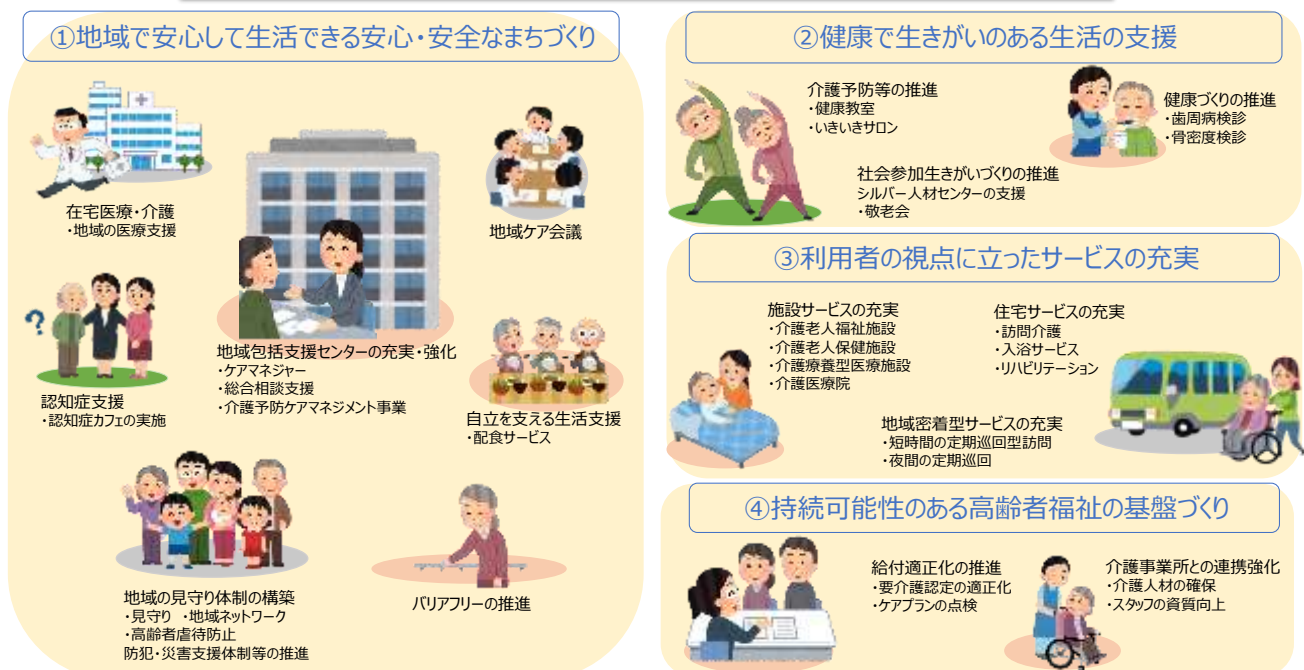
施策 15 介護事業所との連携強化

5-3 計画の体系

基本目標		施策	
1	地域で安心して生活できる 安全・安心なまちづくり	1	地域における相談支援体制の充実・強化
		2	在宅医療・介護の連携の推進
		3	認知症支援の推進と地域の見守り体制の構築
		4	自立を支える生活支援サービスの充実
		5	権利擁護と虐待防止の推進
		6	住まいづくりの推進
		7	防犯・災害支援体制等の推進
2	健康で生きがいのある生活の支援	8	健康づくりの推進
		9	介護予防等の推進
		10	社会参加・生きがいづくりの推進
3	利用者の視点に立ったサービスの充実	11	在宅サービスの充実
		12	地域密着型サービスの充実
		13	施設サービスの充実
4	持続可能性のある高齢者福祉の 基盤づくり	14	給付適正化の推進
		15	介護事業所との連携強化

○本市の地域包括ケアシステムイメージ

地域包括ケアシステムイメージ図



5-4 日常生活圏域の設定

日常生活圏域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域とされ、地域の実情に即し、かつ自治会や町内会等既存コミュニティの活動にも配慮して定めています。

本市では、第7期計画以降、烏山地区（烏山・向田・七合・境）と南那須地区（荒川・下江川）の2地区を日常生活圏域として設定しています。第9期計画においても、引き続き、高齢者をより身近な地域で支えるための環境づくりを目指します。

○日常生活圏域



5-5 各施策とサービス利用量の見込み

基本目標1 地域で安心して生活できる安全・安心なまちづくり

【施策1】地域における相談支援体制の充実・強化

1 地域包括支援センターの機能強化——健康福祉課

高齢者等が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアを推進するため、各圏域に地域包括支援センターを設置しています。

高齢化に伴い、今後は認知症高齢者の家族、ヤングケアラー等家族介護者からの相談や支援のニーズが増加することが見込まれるため、地域包括支援センターにおける相談体制の強化や利便性の向上に努めていきます。保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの3職種のほか専門職や事務職の配置を整え、関係機関のネットワークを活かしながら、必要に応じ他分野とも連携を強化し、制度の垣根を越えた横断的・多面的な援助を行います。また、地域包括支援センター運営協議会にて事業評価を行い、適切な運営となるよう努めます。

令和6年度から地域包括支援センター運営業務を重層的支援体制整備事業における「包括的相談支援事業」として取り組んでいきます。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域包括支援センター設置数	か所	2	2	2	2	2	2

(1) 総合相談支援

これまで培ってきた地域の関係者とのネットワークを活用しながら、相談窓口において高齢者の心身の健康状況及び環境等の把握に努め、既存の介護保険サービスに留まらない情報提供や継続的・専門的な相談支援を実施します。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合相談数	件	2,091	3,253	3,600	3,700	3,800	3,900

(2) 権利擁護事業

高齢者に対する虐待の防止や早期発見のための事業のほか権利擁護のための事業を行います。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
権利擁護相談数	件	68	87	100	100	100	100

(3) 包括的、継続的ケアマネジメント支援

ケアプラン作成の支援や支援困難事例への指導・助言、医療機関や各種施設、ボランティア等との連携や協力体制の構築を行い、ケアマネジメントの後方支援に努めます。

(4) 介護予防ケアマネジメント事業

予防給付と介護予防事業のマネジメントを一体的に実施し、要介護状態となることの予防及び悪化を防ぎます。

また、地域包括支援センター業務の適正運営を図るため、介護予防・日常生活支援総合事業の利用支援（ケアマネジメント）業務の委託を行いやすい環境整備を推進していきます。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防ケアマネジメント数	件	4,316	4,429	4,500	4,500	4,500	4,500

2 生活支援体制整備の推進——健康福祉課

NPO、ボランティア団体、地縁組織等、多様な生活支援サービスを提供する体制づくりや、住民が担い手となる環境づくりを行います。令和元年度から社会福祉協議会に生活支援体制整備事業を委託し、生活支援コーディネーター（SC）のもと、居場所を見える化する「居場所マップ」の作成や、地域支え合いの体制づくりとして市内5地区で「支え合いネットワーク連絡会」を開催、計画的に事業を実施しています。

今後も、高齢者の社会参加を促進する観点から就労的活動支援コーディネーターの配置についても検討し、支え合いの地域づくりに向けた取り組みを進めていきます。

令和6年度から重層的支援体制整備事業の「地域づくり事業」として取り組んでいきます。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域情報交換会	回	10	10	10	10	10	10
SC配置数	人	3	5	4	4	4	4

3 地域ケア会議の開催——健康福祉課

自立支援型地域ケア個別会議を開催し、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、生活支援コーディネーター等多職種で高齢者の自立支援の課題解決に向けた検討を行います。

地域ケア個別会議での検討事項から、日常生活圏域における地域課題や不足する資源等の確認・共有を行い、次の地域ケア推進会議につなげます。

今後も地域ケア会議において、課題の解決方法や新たな資源の開発等を協議し、共有します。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域ケア推進会議 開催回数	回	2	3	2	2	2	2
地域ケア個別会議 開催回数	回	9	10	10	11	11	11

【施策2】在宅医療・介護の連携の推進

1 円滑な在宅医療と在宅介護連携の構築推進——健康福祉課

医師会のほか医療機関や介護事業所等からの情報収集・情報共有に努め、日常生活圏域において必要な在宅医療・介護連携のための体制を強化します。また、看取りに関する取り組みや、さらに感染症発生時、災害時においても継続的に医療・介護サービスを提供できるよう、体制強化に取り組んでいきます。

令和5年に創設された医療法におけるかかりつけ医機能報告制度については、県と協議を図りながら推進していきます。

2 地域の医療・介護の資源の把握——健康福祉課

地域の医療機関、介護事業所等の所在地・連絡先、対応項目等を掲載した在宅医療・介護ガイドブックを作成し、連携の支援をする施策の立案等に活用します。

3 在宅医療・介護連携の課題の抽出——健康福祉課

地域の医療・介護関係者による協議の場を定期的を開催し、PDCAサイクルに沿って、在宅医療・介護連携における課題の抽出及び対応策の検討を行います。

また、地域包括ケア「見える化」システムを活用し、関係機関と高齢者状況や・介護保険サービスの利用状況等、データを活用し情報の共有を図ります。

医療計画との整合を図るため、地域医療構想調整会議の結果を共有していきます。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
在宅医療・介護連携 の課題の抽出と対応 策の検討（多職種 連携会議）	回	3	3	3	3	3	3

4 在宅医療・介護連携に関する相談支援——健康福祉課

南那須医師会等と連携し、医療や介護関係者、地域包括支援センター等からの在宅医療と介護の連携に関する相談支援を行います。

5 市民への普及啓発——健康福祉課

医療や介護関係者、地域包括支援センター等による在宅医療と介護の連携について、那珂川町や南那須医師会等の協力を得ながら、講演会等を通じて普及啓発に努めます。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市民への普及啓発 (講演会・出前講座)	回	4	5	14	15	15	15

6 医療・介護関係者の情報共有の支援——健康福祉課

地域の医療・介護関係者間の情報共有を円滑に行うため、顔の見える関係づくりとして情報交換会の実施や情報共有の手順、ツールの整備について検討します。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
在宅医療・介護関係者の情報共有 (点みの会)	回	2	4	4	4	4	4

7 医療・介護関係者研修会の実施——健康福祉課

事業への理解と相互の理解を深め、地域の医療・介護関係者の連携を実現するために、多職種での研修会を行います。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療・介護関係者研修会の実施	回	1	3	3	3	3	3

【施策3】認知症支援の推進と地域の見守り体制の構築

1 認知症連携推進協議会の運営——健康福祉課

認知症連携推進協議会では、認知症の状態に応じて受けられるサービスや相談機関等、適切なケアの流れを明らかにした認知症ケアパス等のとりまとめ・啓発活動を行い、市民や医療・介護関係者へ普及を図ります。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症連携推進協議会の開催	回	1	1	1	2	2	2

2 認知症初期集中支援チームの運営——健康福祉課

認知症高齢者や一人暮らしの認知症高齢者が増加しており、そのような高齢者の早期発見、早期治療、継続的な見守り体制が課題となっています。そのため、医療機関及び認知症疾患医療センターと連携した、「認知症初期集中支援チーム」により、認知症の早期発見、早期治療に結び付けるシステムを運営しています。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
チーム設置数	チーム	1	1	1	1	1	1

3 認知症地域支援推進員等設置

認知症地域支援推進員を配置し、地域において認知症の理解を深めるための啓発活動を行います。また、相談先の案内や介護・医療・地域サポート等の各サービスの連携支援及び認知症支援体制を構築し、認知症の人の状態に応じた適切なサービスを提供します。また、認知症の人の意思決定の支援、認知症の本人からの発信の支援に取り組んでいきます。

今後も認知症地域支援推進員の機能強化を図り、認知症支援に係る事業の企画・運営、オレンジサポーター⁴の育成に努めます。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症地域支援推進員等設置	人	2	2	2	3	3	3

⁴ オレンジサポーター：認知症の人やその家族に早期に関わり、早期診断、早期対応に向けた支援を行う人。

4 認知症予防の推進——健康福祉課

認知症の早期発見、早期対応に向け、支援対象者の把握を行うとともに、認知症の疑いがある場合の相談先の周知を図り、早期治療へとつなげます。

引き続き、閉じこもり予防や認知症予防を推進するために、いきいきサロンやふれあいの里等に誰もが参加できる環境を整えていきます。

5 認知症カフェの実施——健康福祉課

認知症の人と家族の居場所として、市内2か所で認知症カフェを開催しています。

今後も、当事者の参加促進と介護者への相談支援機能を充実していくとともに、認知症当事者や家族の声を聞く機会を設け、事業に反映できるよう努めます。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症カフェ 開催場所	か所	2	2	2	3	3	3
認知症カフェ 開催回数	回	0	4	20	30	36	36

6 認知症サポーターの養成及び普及啓発——健康福祉課

認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けていくための「認知症バリアフリー」の推進の一環として、認知症サポーターの養成を行い、認知症についての正しい理解を得た上で、認知症の人やその家族が必要とする支援ニーズに合わせ、認知症サポーターをつなげる仕組み（チームオレンジ）についても引き続き取り組んでいきます。

また、認知症地域支援推進員を中心に、認知症サポーターの活動の輪を広げていきます。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
養成講座実施 回数	回	6	15	15	15	15	15
養成講座受講 者数（累計）	人	6,439	6,723	7,000	7,300	7,600	7,900

7 若年性認知症、軽度認知障害等に対する支援——健康福祉課

若年性認知症については高齢者の認知症に比べて、本人や周りの自覚の欠如や認識不足による治療の遅れ、周囲の理解が得られにくい等の問題があります。

若年性認知症への理解が深まるよう啓発活動に取り組むとともに、住み慣れた地域において安心して生活を続けることができるよう、関係機関と連携し、総合的な支援体制の構築に努めます。介護予防教室や関係機関を通じ、認知症を発症後も社会活動に参加し、自立して日常生活を営んでいけるよう支援を行います。

8 高齢者見守りネットワークの構築——健康福祉課

社会福祉協議会が行う小地域見守り活動と連携し、地域の見守り体制の構築を図ります。

今後も社会福祉協議会と連携し、対象者の早期発見ができる体制の構築を目指していきます。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
登録事業者数	件	240	131	135	140	145	150

9 小地域見守り活動の推進——社会福祉協議会

認知症高齢者や一人暮らし高齢者・障がい者等に対する、身近な地域での見守り・助け合い活動が、自治会の住民により主体的に進められるように体制づくりを推進します。市内5地区で実施する「支え合いネットワーク連絡会」で、今後も地域と関係機関の連携を強化していきます。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施自治会数	自治会	102	102	102	102	102	102

10 認知症高齢者保護情報共有サービスの導入——健康福祉課

認知症による徘徊高齢者の安全確保のため、「どこシル伝言板」⁵を利用し、発見者や保護した警察が速やかに家族と連絡を取れる体制整備を行うと共に、認知症に対する関係機関の連携、広く事業の普及啓発を行うことにより地域住民の理解促進を図ります。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症高齢者 保護情報共有 サービス申請者数 (累計)	人	2	4	5	6	7	8

⁵ 「どこシル伝言板」(東邦薬品株式会社) …認知症高齢者保護情報共有サービス。高齢者にQRコードを所持させ、発見時にQRコードにアクセスすることで、発見時の対応～保護者への連絡を迅速に行うことができる。

【施策4】自立を支える生活支援サービスの充実

1 救急医療情報キット給付事業——健康福祉課

一人暮らし高齢者等の緊急・災害時に、各関係機関が迅速かつ適切な対応ができるよう、「広報お知らせ版」による周知や民生委員の協力を得ながら、救急医療情報キットの給付を行っています。

一人暮らし高齢者等の突発的な事態に対応できるよう、民生委員やケアマネジャー、消防等の協力を得ながら、事業の普及・啓発に努めます。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給付者数 (累計)	人	1,050	1,085	1,090	1,125	1,150	1,175

2 配食サービス事業——健康福祉課

一人暮らし高齢者及び高齢者のみで食生活に不安がある世帯へ、健康維持・疾病予防・孤独感の解消を目的に、栄養のバランスのとれた食事を配達します。

食事の確保だけでなく配達時に倒れている高齢者を発見する等の安否確認にも役立っており、利用者は減少傾向にあるものの、今後一人暮らし高齢者等の増加が見込まれることから、必要とする高齢者世帯の把握を行い、事業の利用を促します。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人	77	74	70	75	80	85

3 緊急通報装置設置事業——健康福祉課

65歳以上の一人暮らし高齢者等が急病等突発的な事態に対応できるよう、緊急通報システム機器を設置します。現在は、携帯型機器の導入と警備会社による「かけつけサービス」の導入を行っています。今後も一人暮らし高齢者等の突発的な事態に対応できるよう、民生委員やケアマネジャー等の協力を得ながら事業の普及啓発に努めます。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人	20	20	20	20	20	20

4 福祉タクシー事業——健康福祉課

タクシーを利用した際の 500 円分を助成するタクシー券を交付します。デマンド交通の浸透により、福祉タクシーの利用実績は横ばいとなっています。一人暮らし高齢者や高齢者世帯の増加が見込まれており、免許返納の推進及び高齢者の自立支援を促すためにも事業の継続が必要です。

今後も公共交通の担当課と連携し、移動に関するニーズの把握に努めるとともに、公共施設や通いの場への移動等必要に応じて利便性の向上に向けた検討を進めていきます。

【実績と見込】

		第 8 期実績			第 9 期計画値		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
対象者数	人	244	226	230	230	230	230

5 日常生活用具貸与事業【車椅子貸出事業】——社会福祉協議会

日常生活を営む上で支障があり、福祉用具が一時的に必要な方へ福祉用具の貸出を行います。利用実績は年々減少していますが、車椅子等の利用は継続的に需要があります。

今後は車椅子の無償貸与を中心に実施し、福祉用具の貸与については、民間事業所の自費レンタルを紹介し利用を促します。

【実績と見込】

		第 8 期実績			第 9 期計画値		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
延べ利用者数	人	49	50	42	42	42	42

6 心配ごと相談事業——社会福祉協議会

さまざまな心配ごとを抱える市民が気軽に相談できる窓口を月 4 回開設し、民生委員等が相談に応じます。

今後も民生委員、行政相談員、人権擁護委員、県民相談員、当該所轄機関と連携し、効果的な実施体制を目指します。

【実績と見込】

		第 8 期実績			第 9 期計画値		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利用者数	人	26	24	20	20	20	20

7 リフト付き福祉車両貸出事業——社会福祉協議会

日常的に車椅子等を使用しなければ外出できない方に対して、車椅子等での乗車が可能な福祉車両の貸出を令和2年度から実施しています。

今後も、利用者の外出のサポートができるようサービスの充実を図っていきます。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人	86	124	110	100	100	100

8 支え合いサポートバンク事業（助っからず）——社会福祉協議会

高齢者のちょっとした困りごと（電球等交換、簡単な衣類の補修やお話し相手）についてサポートする事業を令和2年度から実施しています。

引き続き、会員制のサポーター数を増やし、ニーズに沿った事業を推進していきます。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人	301	403	400	400	400	400

9 通院支援サービス事業——健康福祉課

市税等の滞納がない世帯で、要介護度3以上かつ寝たきり度BまたはCの高齢者等に対し、月2回まで利用できる通院時のタクシー利用券を交付しています。利用実績が少ないため、関係機関に周知を図ります。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人	14	12	10	10	10	10

【施策5】権利擁護と虐待防止の推進

1 成年後見制度利用支援事業——健康福祉課

認知症高齢者等で判断能力が不十分な人の財産管理や介護サービス契約等について、後見人等の援助を受けられるよう、市長が当事者に代わり家庭裁判所に申立を行います。また、費用を負担することが困難と認められる人に対し、審判の請求に係る費用及び後見人等への報酬の助成を行います。

今後も広報や民生委員等関係者を通じて、制度の周知・浸透を図り、利用を促します。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人	0	0	2	2	2	2

2 法人後見事業——社会福祉協議会

低所得や親族からの虐待等の理由により、適切な後見人等が得られない方を対象に、中立的立場から社会福祉協議会が成年後見人等の業務を行います。平成28年度からは関係機関を対象に権利擁護相談会を開催しています。また、適正な管理・運営を行うため、法人後見運営委員会を適宜開催しています。

今後も需要の増加が見込まれるため、関係機関や地域と連携し、適切な後見業務に取り組みます。また、事業実施にあたっては、適正な管理、体制、支援者の充実強化に努めていきます。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人	11	11	12	12	12	12

3 日常生活自立支援事業（あすてらす）——社会福祉協議会

判断能力が十分でない認知症高齢者・障がい者等が、地域で安心して自立した生活が送れるように①福祉サービスの利用援助、②日常的金銭管理、③書類等の預かりサービスを行います。相談件数は増加傾向にあるため、生活支援員の増員を検討する必要があります。

今後も需要の増加が見込まれるため、関係機関や地域と連携し、適切な後見業務に取り組みます。また、事業実施にあたっては、適正な管理、体制、支援者の充実強化に努めていきます。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人	17	13	20	20	20	20

4 市民法律 相談事業——社会福祉協議会

市民の権利と財産を守り安心した生活が送れるよう、市内在住者を対象に、弁護士による無料法律相談を行います。

弁護士不在地域である本市において、市民が抱える法律課題解決のための相談窓口として、継続して実施していきます。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人	31	38	45	45	45	45

5 高齢者虐待防止対策の推進——健康福祉課

本市ではこれまで、「那須烏山市高齢者虐待防止マニュアル」に基づき、地域包括支援センターにおいて、擁護者や施設従事者等による高齢者虐待への早期発見と対応強化に努めてきました。事案の状況によっては、警察や関係機関と連携協力・介入支援を実施する等、高齢者虐待防止に向けた取り組みを行っています。

今後も、関係者への虐待防止に資する研修の実施、虐待防止に関する制度等についての住民への啓発、介護事業者等へ的高齢者虐待防止法についての周知等、普及啓発を精力的に行います。

6 家族介護教室の実施——健康福祉課

在宅で高齢者を介護している家族等に対し、介護方法や認知症・健康づくりに関する知識・技術の習得、介護者間の交流を目的に介護教室を開催しています。

在宅で介護をする家族の心身の負担軽減、また虐待防止の観点で有効な事業であるため、ケアマネジャーや広報誌等にて事業周知を行い、参加を促します。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数	回	7	10	12	12	12	12

【施策6】住まいづくりの推進

1 バリアフリーの促進——健康福祉課

高齢期になっても住み続けることができる住まいの整備を進めるとともに、住宅改修や国が整備を促進しているサービス付き高齢者向け住宅等、住まい選びに関する適切な情報の発信に努めます。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
住宅改修	人	60	72	168	168	192	216

2 養護老人ホームの活用——健康福祉課

居住に課題を抱える高齢者に対し、養護老人ホームへの契約入所を促し、安心して生活を送れるよう支援を行います。

引き続き民生委員及び関係機関等と地域の情報共有を図り、事業を推進します。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業所数	か所	1	1	1	1	1	1

3 空き家活用の検討——まちづくり課・健康福祉課

制度の内容、活用方法等について情報収集するとともに、制度以外でも高齢者の居住の場として空き家の活用方法を検討する必要があります。

住宅確保要配慮者の対応策の一つとして、住宅セーフティネット制度を活用し、高齢者の居住の場を確保します。また、関係機関への周知及び連携を行い、空き家・空き部屋の利活用について協議を行っていきます。

4 高齢者向け住宅等に関する情報提供——都市建設課・健康福祉課

国では、高齢者住宅の供給不足に対応するため、民間事業者によるサービス付き高齢者向け住宅等供給を促進しています。本市では、県と情報を共有しながら、住宅に係る情報提供に努めます。

有料老人ホームは、事業者が介護保険サービスを提供する「介護付有料老人ホーム」と、必要に応じて入居者自身が外部のサービス事業者と契約して介護保険サービスを提供してもらう「住宅型有料老人ホーム」に大別されます。

サービス付き高齢者向け住宅は、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に規定された登録制の住宅で、居室の広さや設備、バリアフリー等の設備のほか、安否確認や生活相談等の介護・医療・生活支援に関するサービスを提供しています。

引き続き、施設を主管する県との情報連携を強化していきます。

■設置状況

施設の種類	設置状況
介護付有料老人ホーム	1 箇所（入居定員総数 48 人）
住宅型有料老人ホーム	1 箇所（入居定員総数 19 人）

【施策7】防犯・災害支援体制等の推進

1 防犯及び消費者被害防止対策の推進——総務課・商工観光課

犯罪を未然に防止するため、関係部署と連携し、防犯灯や道路照明灯等の整備及び地域の防犯活動の充実に努め、より安心して暮らせる環境の実現を目指します。

また、消費生活センター等とも連携し、悪徳商法や契約トラブル等に対して市民が安心して豊かに暮らせるよう取り組みます。

2 災害支援体制の推進——総務課・健康福祉課

災害時、要配慮者の安全確保を図るため、情報伝達・避難誘導等の迅速な対応が可能な体制の整備に努めます。それと同時に、公共施設のバリアフリー化等の対策を実施していきます。

災害時の支援体制については、「避難行動要支援者名簿」及び「見守り・個別避難計画」を活用し、自治会及び関係機関と連携し、整備を進めていきます。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自主防災組織数 (自治会数)	団体	102	102	102	102	102	102

基本目標 2 健康で生きがいのある生活の支援

【施策 8】健康づくりの推進

1 特定健診事業の推進——市民課

特定健康診査（特定健診）は、40 歳以上 74 歳以下の国民健康保険加入者を対象に、メタボリックシンドローム（内臓脂肪の蓄積による肥満が共通要因となり、高血糖や高血圧、脂質異常といった危険因子を併せ持った状態。以下メタボとする。）及びその予備群を早期発見し、必要な指導を行うことで生活習慣の改善等につなげることを目的としており、毎年 5 月から 12 月の間に実施しています。受診率は年々上昇し、栃木県の平均並みにまで改善したものの、依然として国の目標値（受診率 60%）に及ばない状況です。

今後も、WEB 予約等受診しやすい環境づくりや、未受診者への受診勧奨を継続するとともに、医師会との連携を強化し、70 歳以上を対象とした個別健診に取り組むことで受診率の向上を図ります。

【実績と見込】

		第 8 期実績			第 9 期計画値		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
特定健診受診率	%	37.8	38.2	38.2	39.5	41.0	42.5

2 特定保健指導の推進——市民課・健康福祉課

特定健診において、保健指導の対象となった人に対し、個別支援や集団支援（教室開催）により、健康状態の自覚や健康行動の習慣化を促します。しかし、保健指導の対象となっても指導拒否や指導途中での服薬開始等により中止となるケースも多く、指導実施率の伸びが課題となっています。

保健指導の優先順位を決めたうえで、一部委託を活用する等、経年対象者のマンネリ化を解消し、終了者の増加を図ります。また、ICT 等を活用し、特定保健指導の機会の拡充を図ります。

【実績と見込】

		第 8 期実績			第 9 期計画値		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
特定保健指導実施率	%	37.3	34.3	34.3	37.3	40.3	43.3

3 後期高齢者健康診査——市民課

栃木県後期高齢者医療広域連合からの受託事業として、後期高齢者医療の被保険者に健康診査（集団健診は毎年5月から12月、個別健診は毎年6月から9月の間で実施）を実施しています。

受診者については、年度や個別・集団によるばらつきはありますが、全体では県内で高い水準にある反面、受診券の不持参による集団・個別健診や人間ドックとの重複受診があるため、その管理が課題となっています。

引き続き、被保険者が健診を受けやすい環境を整え、高い受診率を維持しながら、重複受診が発生しないよう受診状況の管理を厳格に行います。

また、令和4年度から75歳到達者を対象に、歯科健康診査を実施しており、高齢期における健康の保持及び増進を図るため、今後も事業を拡充していきます。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
集団健診受診者数	人	435	515	515	480	480	480
個別健診受診者数	人	1,514	1,506	1,508	1,600	1,600	1,600

4 歯周病検診——健康福祉課

歯周病は日本人の歯、口腔の主要な疾患であり、成人の有病者率が高いことや、全身疾患や生活習慣との関係が指摘されていることから、歯周病対策・歯科口腔保健指導の一環として、個別及び集団の歯周病検診を実施します。

個別検診は、市内協力歯科医院にて、40歳から70歳までの10歳毎を対象に実施します。集団検診は、20歳以上を対象に、特定健診に併せて年3回程度実施します。今後も受診機会の拡充を図ります。

5 高齢者インフルエンザ及び肺炎球菌ワクチン予防接種の実施——健康福祉課

高齢者のインフルエンザ及び肺炎罹患の低減や重症化の予防を目的に、接種者に接種費用の一部助成を実施しています。今後、75歳以上の後期高齢者の増加が見込まれるため、予防接種の必要性について医療機関や広報・公式SNSを通じて周知を図ります。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者インフルエンザ予防接種率	%	61.8	61.2	64.7	65.0	65.0	65.0
高齢者肺炎球菌予防接種率	%	2.2	1.2	2.4	2.0	2.0	2.0

6 なすからすやま健康プラン・健康マイレージの推進 ——健康福祉課

平成29年3月に策定した「なすからすやま健康プラン第2期計画」は、令和4年度に中間評価を実施しました。後期計画では、悪化していた「野菜を食べる人の割合」「運動習慣のある人の割合」「ストレスのある人の割合」「60歳で24本以上歯を保有する人の割合」等を改善すべく、健康づくり推進協議会において進捗管理を行いながら、これらに関する事業の強化を図っていきます。

また、楽しみながら健康づくりに取り組めるようインセンティブを設けた「健康マイレージ事業」に多くの市民に参加してもらえるよう、事業の拡充を図っていきます。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
健康マイレージ 利用者数	人	91	130	180	230	260	290

7 骨密度検診 ——健康福祉課

骨密度の減少は、骨粗しょう症の発症や要介護状態にも関連することから、骨粗しょう症の早期予防・早期発見のため、40歳から70歳の女性を対象に、5歳毎に集団検診において骨密度検診を実施しています。また、「元気あつぷ市民のつどい」等のイベント時は対象を拡大し実施します。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
検診受診者数	人	146	212	125	150	170	190

8 健康教室 ——健康福祉課

特定健診受診者のうち、男女とも血糖及び血圧の有所見者が県に比べ高い状況が見られるため、疾病予防等に向け、健康教室を開催しています。

糖尿病及び高血圧については、疾病予防・疾病の重症化予防を目的に、「生活習慣病予防教室」、また、メタボについては、予防や健康増進を目的として「運動習慣化教室」等を開催します。健康教室の開催には、国民健康保険医療費データの傾向や国保データベースシステム（KDB）、特定健診の結果を活用します。

さらに、SNS等を活用した周知方法の工夫も進めていきます。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ参加者数	人	34	106	190	200	220	240

9 健康相談——健康福祉課

毎月1回「健康測定の日」として、血圧・体組成測定及び健康相談を実施しています。測定と健康相談を組み合わせることで、健康管理の動機付けができ、継続的に利用する方も増えています。また、特定保健指導の中間及び最終評価の場としても活用しています。

食生活に関しては、毎月1回「食生活相談」を設け、管理栄養士による病態別指導を実施しています。

令和6年度からは、「健康プラン第2期計画」中間評価で新たに目標とした「野菜を食べる人の割合を増やす」ため、野菜摂取量推定機（ベジチェック）を導入し、野菜摂取の促進、普及啓発を図っていきます。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
健康相談人数	人	53	35	60	80	90	100
食生活相談人数	人	19	14	15	20	25	30

【施策9】介護予防等の推進

1 いきいきホームヘルプサービス事業——健康福祉課

身体機能の低下等により在宅生活が困難な高齢者世帯等に対してホームヘルパーを派遣します。

近年、サービス利用希望者が減少していますが、後期高齢者の増加に伴い利用者の増加が見込まれることから、担い手の育成を行い、より一層の提供体制の拡充を図ります。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人	44	40	35	40	50	60

2 従来型ホームヘルプサービス事業——健康福祉課

従来制度で介護保険給付サービスを受給していた方（要支援 1・2）について、地域支援事業のホームヘルプサービスにより支援していきます。

引き続き、サービスの利用を必要とする高齢者にホームヘルプサービスを提供します。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人	74	84	100	100	100	100

3 生きがいデイサービス事業——健康福祉課

身体機能の低下等により、家に閉じこもりがちな高齢者を対象にデイサービスを実施します。利用人数が減少していますが、利用促進に向け、総合事業対象ケアプランナーへの事業周知・理解を図ります。引き続き、生きがいデイサービスの利用を必要とする高齢者にサービスを提供するとともに、他のサービス形態について調査していきます。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人	13	9	7	10	15	20

4 従来型デイサービス事業——健康福祉課

従来制度で保険給付サービスを受給していた方（要支援 1・2）について、地域支援事業により支援していきます。引き続き、サービスの利用を必要とする高齢者にデイサービスを提供します。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人	243	239	235	235	235	235

5 いきいきサロン——健康福祉課

地域が一体となって元気高齢者の推進に取り組めるよう、自治会主体の公民館等を活用した心と体の健康づくりを支援します。

コロナ禍による活動休止から参加者減少がみられたものの、現在は介護予防サポーターの協力のもと、コロナ禍以前の参加者数まで回復しつつあります。しかし、地区によっては、参加者の高齢化や新規参加者が増えないこと等により、サロン継続が困難なところが出てきています。サロン継続に向け、地域の方及び介護予防サポーターと協力し、ユーザー数を増やす取り組みや活動を支援します。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施か所数	か所	38	38	34	35	35	36
延べ参加者数	人	2,273	4,091	4,000	4,000	4,100	4,100

6 高齢者ふれあいの里事業——健康福祉課

地域の高齢者を支える体制づくりとして、週1回送迎付きで居場所等（「高齢者ふれあいの里」）の提供を実施します。

地域によってはスタッフの高齢化等が進んでいるため、新規スタッフの確保・育成が課題となっています。高齢者の支え合い・集いの場である「高齢者ふれあいの里」の継続運営支援と新たな開設に向けて自治会へ働きかけを行います。

令和6年度から「高齢者ふれあいの里事業」は重層的支援体制整備事業における「地域づくり事業」として取り組んでいきます。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置か所数	か所	15	16	16	16	16	17
延べ参加者数	人	6,365	12,025	12,100	12,100	12,100	12,200

7 介護予防サポーター制度の普及——健康福祉課

介護予防を推進するサポーターを養成し、介護予防事業への協力や地域の状況に応じた介護予防の普及活動を推進します。サポーターの高齢化も考慮し、今後も定期的な養成講座を開催します。また、サロン以外の介護予防事業への協力拡大について検討します。

令和6年度から介護予防サポーター養成は重層的支援体制整備事業における「地域づくり事業」として取り組んでいきます。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サポーター数	人	34	48	40	50	50	60

8 口腔機能の向上事業（健口講座）——健康福祉課

生きがい型デイサービスに歯科衛生士を派遣し、参加者・スタッフに向けて口腔機能の低下を予防するための学びの機会を設けています。

また、保健事業と介護予防の一体的実施において、通いの場への歯科衛生士の派遣も進めていきます。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数	回	0	0	1	1	2	2
延べ参加者数	人	0	0	10	10	15	15

9 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進——市民課・健康福祉課

後期高齢者広域連合が実施する高齢者の健康診断等の保健事業と、介護保険法に基づく介護予防を一体的に実施することで高齢者の特徴に即したきめ細やかな支援を行います。

また、市民課と健康福祉課が連携し、国保データベースシステム（KDB）による情報を基に、医療専門職によるハイリスク者の個別的支援を行います。また、通いの場（ふれあいの里・いきいきサロン等）への積極的参加を進め、フレイル予防講座への参加を促します。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
健康状態不明者の把握率	%	90.0	94.3	90.1	100.0	100.0	100.0
フレイル予防講座実施数	回	中止	15	29	30	30	33

【施策 10】社会参加・生きがいつくりの推進

1 いきいきクラブの支援——社会福祉協議会

地域社会において健康づくりや地域貢献活動等を行っているいきいきクラブの活動を支援していますが、会員数は年々減少傾向にあります。社会情勢を踏まえ、組織の目的や事業の見直しが必要です。

各自治会が取り組んでいる見守り活動やサロン活動に積極的な参加を促し、会員が地域の中で地域課題の担い手になれるよう支援します。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
クラブ数	団体	24	24	24	24	24	24
会員数	人	1,217	1,166	1,053	1,000	1,000	1,000

2 高齢者の生涯学習の推進——健康福祉課

高齢者一人ひとりが社会の一員として意欲を持って社会生活を送るため、「だれもが、いつでも、どこでも」学べる生涯学習活動を推進します。

推進に当たっては、65歳以上のシルバー大学校の受講を奨励するほか、生涯学習課をはじめとする市関係部署との連携はもとより、民間事業者、非営利団体、学校等と連携を図りながら、市民のライフスタイルやニーズに応じた趣味や教養、文化活動の内容を充実し、多様な学習機会の提供に努めます。

引き続き、活力ある地域社会を築くため、地域社会の活性化を促す役割を担う高齢者の養成に努めます。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
シルバー大学校 入学数	人	3	2	0	1	1	1

3 シルバー人材センターの支援——健康福祉課

高齢者の雇用・就業の促進を図り、地域における働く場を確保するため、那須烏山市シルバー人材センターを支援し、高齢者の希望に応じた多様な形態で働くことができるような環境づくりを積極的に推進します。会員個々の経験や特技を生かして、訪問型サービス A の受託や女性部員による小物（頬かむりや布バッグ、エプロン等）の作成・販売を行います。

引き続き、会員の高齢化や会員数の減少が課題となっていることから、新規会員の獲得を推進、新規事業の開拓に向けた支援を行います。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
シルバー人材 センター会員数	人	167	156	161	161	161	161

4 敬老会実施事業——健康福祉課

長年にわたり地域に貢献してきた高齢者へ敬老の意を表すとともに、その長寿を祝います。引き続き、自治会等の地域と連携した上で敬老会を実施します。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
対象者数	人	0	4,297	4,287	4,758	4,800	4,900

基本目標3 利用者の視点に立ったサービスの充実

【施策11】在宅サービスの充実

1 訪問介護——健康福祉課

介護福祉士や訪問介護員（ホームヘルパー）が自宅に訪問し、入浴、食事、排泄等の身体介護や調理及び清掃等の生活援助を行うサービスです。

要介護者が安心して在宅生活を維持し、かつ家族の介護負担を軽減するためにも、訪問介護は重要なサービスの一つであるため、今後も利用の勧奨に努めるとともに、サービス内容の質の向上を図っていきます。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護	人/月	141	135	111	115	118	120

2 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護——健康福祉課

寝たきり等で入浴が困難な方の居宅を訪問し、浴槽を持ち込んで入浴介護を行うサービスです。

要介護及び要支援者が安心して在宅生活を維持し、また家族の介護負担を軽減するためにも、適切な供給体制を整えていきます。

※介護予防訪問入浴介護については、利用実績がないため、計画目標値の見込みが反映されません。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護	人/月	12	10	5	6	8	10
予防	人/月	0	0	0	0	0	0

3 訪問看護・介護予防訪問看護——健康福祉課

医師の指示に基づいて、看護師等が家庭を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。

病気等への不安や介護者の日常の介護負担を軽減する医療系サービスは、在宅医療を推進する上で大変重要なサービスであることから、その供給体制の確保や内容の充実に努めます。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護	人/月	117	131	147	154	157	157
予防	人/月	37	46	72	74	74	75

4 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション——健康福祉課

理学療法士、作業療法士等が居宅に訪問し、身体機能の維持・回復を図るためのリハビリテーションを行うサービスです。

今後の居宅サービスの需要拡大に伴い利用者の増加が見込まれる中、家庭での日常生活能力の維持向上のために重要なサービスであり、周知、利用促進を図ります。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護	人/月	4	7	12	12	12	12
予防	人/月	0	0	0	0	0	0

5 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導——健康福祉課

病院、診療所の医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等が居宅を訪問して療養上の管理と指導を行うサービスです。

要介護及び要支援者の在宅での生活が継続できるよう、サービス供給体制の維持と確立に努めます。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護	人/月	36	40	42	44	45	46
予防	人/月	6	6	6	6	6	6

6 通所介護——健康福祉課

高齢者がデイサービスセンターに通い、入浴、排泄、食事といった介護等の日常生活上の支援や機能訓練を受けられるサービスです。

事業者との連携により、高齢者の機能に応じて、充実したサービスが提供できるようサービス供給体制の維持・品質確保を図ります。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護	人/月	345	341	312	324	330	336

7 通所リハビリテーション・看護予防通所リハビリテーション——健康福祉課

高齢者が介護老人保健施設や病院・診療所に通い、身体の機能の維持・回復を図る理学療法、作業療法等リハビリテーションを受けられるサービスです。

事業者との連携により高齢者の機能に応じて充実したサービスが提供できるよう、供給体制の確保に努めます。身体機能低下予防の観点からも積極的な利用を促進していきます。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護	人/月	71	60	49	51	52	52
予防	人/月	17	21	34	35	35	35

8 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護——健康福祉課

高齢者が特別養護老人ホーム等に短期間入所し、その施設で入浴、排泄、食事といった介護等を受けられるサービスです。

家族等介護者の負担を軽減する重要なサービスであり、既存施設等と連携することで、高齢者の機能に応じたサービス供給体制の維持・確保を図ります。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護	人/月	161	149	152	159	164	163
予防	人/月	7	5	10	10	10	10

9 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護〔老健〕——健康福祉課

高齢者が老人保健施設等に短期間入所し、日常生活上の世話、医療、看護、機能訓練等を受けられるサービスです。

緊急緊急入所が必要なケースや、虐待からの非難が必要となるケースへの対応等、居宅介護を継続する上で有効な手段の一つとして本サービスを位置付け、体制の維持・充実に努めます。

※介護予防短期入所療養介護については、利用実績がないため、計画目標値の見込みが反映されません。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護	人/月	5	4	5	5	5	5
予防	人/月	0	0	0	0	0	0

10 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与——健康福祉課

日常生活の自立、介護者の負担の軽減や機能訓練のため、車いすやベッド等の福祉用具を貸し出すサービスです。利用者の心身の状況や環境の変化に応じ、利用者が適切な福祉用具の貸与を受けられるよう、ケアマネジャー、福祉用具専門相談員によるサポート体制の充実に努めます。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護	人/月	422	420	402	421	428	429
予防	人/月	155	175	210	216	217	219

11 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費——健康福祉課

住み慣れた住宅で自立した生活ができるよう、腰かけ便座や入浴補助用具を購入した場合、その費用の一部を支給するサービスです。（上限額は10万円です。）

要介護及び要支援者の日常生活におけるニーズや課題の把握から、心身の変化に応じた福祉用具の利用につながるよう事業者に対する指導を図り適切な用具購入を促進します。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護	人/月	7	7	17	17	18	19
予防	人/月	2	4	1	2	2	2

12 住宅改修費・介護予防住宅改修費——健康福祉課

転倒防止や自立しやすい生活環境を整えるため、自宅の手すりの取り付け、段差の解消、スロープの設置、洋式便座への交換等小規模な住宅改修費の一部を支給するサービスです。（上限額は20万円です。）
保険者として事業者に対する指導を強化し、給付の適正化を図り、サービス利用の普及に努めます。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護	人/月	2	3	6	6	7	8
予防	人/月	3	3	8	8	9	10

13 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護——健康福祉課

特定施設（有料老人ホーム、ケアハウス等）に入居している方に対して、入浴、排泄、食事等の日常生活上の支援、機能訓練、及び療養生活の支援を行うサービスです。

既存施設との連携により、サービスの質の向上を図るとともに、供給量を確保できるよう努めます。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護	人/月	40	41	38	38	38	39
予防	人/月	4	2	3	3	3	3

14 居宅介護支援・介護予防支援——健康福祉課

居宅介護者等に対して指定居宅サービス等が適切に利用できるよう、心身の状態や置かれている環境、本人や家族の希望等を勘案し、ケアマネジャーが居宅サービス計画を作成するとともに、サービスの提供が確実に行われるよう、指定居宅サービス事業者等との連携調整を行うサービスです。

対象者がサービスを利用できるよう、新規事業者の誘致等により、ケアマネジャーの確保に努めます。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護	人/月	643	631	571	594	605	606
予防	人/月	189	213	266	274	275	277

【施策 12】地域密着型サービスの充実

1 定期巡回・随時対応型訪問看護介護——健康福祉課

日中・夜間を通して、訪問介護と訪問看護が一体的または密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。

今後は、利用者の状況を踏まえ、サービス供給体制の確保に努めます。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護	人/月	1	0	0	0	0	0

2 夜間対応型訪問介護——健康福祉課

夜間の定期巡回訪問、または、随時通報を受け利用者（要介護者）の居宅を訪問介護員等が訪問し、入浴、排泄、食事等介護の提供を行うサービスです。サービス内容等の周知を図り、サービス供給体制の確保に努めます。

※夜間対応型訪問介護については、利用実績がないため、計画目標値の見込みが反映されません。

3 地域密着型通所介護——健康福祉課

定員 19 人未満で、利用者が住み慣れた環境で安心して入浴、食事、生活訓練、趣味等の支援を受けられる通所型サービスです。

既存施設と連携をしながら、サービス供給体制の維持、向上に努めます。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護	人/月	70	73	62	68	73	75

4 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護——健康福祉課

認知症の利用者が、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活の世話や機能訓練を受けることのできる認知症に特化したデイサービスです。

既存施設との連携により、サービスの質の向上を図るとともに供給量の確保に努めます。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護	人/月	31	31	31	31	31	33
予防	人/月	5	5	4	4	4	4

5 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護——健康福祉課

小規模な施設で、通所、訪問、短期間の泊まりを組み合わせ、介護その他の日常生活上必要な世話や機能訓練を行うサービスです。

サービス内容等の周知を図るとともに、ニーズを見極めながら、サービス供給体制の整備に努めます。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護	人/月	21	20	21	21	23	25
予防	人/月	3	2	2	2	2	2

6 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護——健康福祉課

認知症の利用者が共同で生活し、日常生活の世話、機能訓練等を受け、認知症の進行防止に努めるサービスです。

既存施設との連携によりサービスの質の向上を図るとともに、供給量の確保に努めます。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護	人/月	43	45	48	48	48	50
予防	人/月	1	1	0	0	0	0

7 地域密着型特定施設入居者生活介護——健康福祉課

有料老人ホーム等で、入浴、排泄、食事等の日常生活上の世話や、機能訓練及び療養上の世話を行うサービスです。

今後は、近サービス内容等の周知を図りサービス供給体制の確保に努めます。

※地域密着型特定施設入所者生活介護については、利用実績がない状況です。

8 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護——健康福祉課

小規模な介護老人福祉施設において常に介護が必要な方が食事、入浴等日常生活の介護や健康管理が受けられるサービスです。

既存施設と連携を図りながらサービス供給体制の維持、質の向上に努めます。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護	人/月	57	57	58	58	58	58

9 看護小規模多機能型居宅介護——健康福祉課

小規模多機能型居宅介護事業所と訪問看護事業所等を組み合わせ、医療ニーズに対応した小規模多機能型サービス等を利用者に対し柔軟に提供するサービスです。

今後は、利用者の状況を踏まえサービス供給体制の維持、向上に努めます。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護	人/月	17	14	15	16	17	19

【施策 13】施設サービスの充実

1 介護老人福祉施設——健康福祉課

在宅での生活が困難な方が入所し、入浴、排泄、食事等の介護サービスを提供する施設です。今後も受け入れ体制の強化に努めます。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護	人/月	175	176	177	180	180	180

2 介護老人保健施設——健康福祉課

病気の状態が安定している方が、在宅復帰するためのリハビリテーション、看護を中心とした医療ケア、日常生活支援等を受けられる施設です。

在宅で介護を受けることが困難で、施設での介護が必要な重度の人や認知症の人が必要な介護を受けることができるよう、今後もバランスの取れたサービス提供を推進します。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護	人/月	92	92	92	92	92	92

3 介護療養型医療施設——健康福祉課

急性期の治療を終え、長期にわたって療養が必要な利用者が入所（入院）し、療養上の管理、看護、医学的管理下にて介護、リハビリ等を受けることができる施設です。

介護療養型医療施設は、平成29年3月で介護療養病床が廃止となり、令和6年3月末までの経過措置期間となっているため、廃止します。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護	人/月	14	3	2	—	—	—

4 介護医療院——健康福祉課

慢性期の医療・介護ニーズへの対応及び、長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。

平成 29 年 3 月に廃止となった介護療養型医療施設の転換先施設であり、今後利用者の増加も見込まれるため、県や関係機関と連携をとり供給体制の適切な確保に努めます。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護	人/月	2	8	10	12	12	12

基本目標 4 持続可能性のある高齢者福祉の基盤づくり

【施策 14】給付適正化の推進

1 要介護認定の適正化——健康福祉課

真にサービスを必要としている被保険者を認定するために、認定調査結果のチェック、点検、判定の格差是正に取り組み、適正な審査、判定に努めます。

介護保険担当部署内で調査の点検を行い、適正化を図ります。また、審査会委員についても研修会等の出席を積極的に行い、充実を図ります。

2 ケアプラン等の点検——健康福祉課

ケアプランのチェックを行い、利用者の状態、意向に沿って適切なケアプランで作成されているかを確認します。また、居宅介護支援事業所への実地指導を計画的に行い、ケアプラン等の適正なチェックを実施し資質向上を図ります。

住宅改修は、受給者宅の実態確認や工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等を行い施行状況の点検をすることにより、受給者の実態にそぐわない不適切または不要な住宅改修を防ぎます。また、福祉用具購入においても福祉用具の必要性や利用状況等について点検し、不適切な利用を防ぎます。

3 縦覧点検・医療情報との突合——健康福祉課

縦覧点検は、受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見し、適切な処置を行います。また、医療情報との突合は、医療担当部署との更なる連携・情報共有に努め、受給者の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求を防ぎます。

また、国保連と業務委託を結び、給付状況の点検に努めます。

4 介護給付費の通知——健康福祉課

受給者本人（家族含む）に対し、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知することにより、自ら受けているサービスを改めて認識させ、給付費の適正化に努めます。

【実績と見込】

		第8期実績			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
通知送付回数	回	2	2	2	2	2	2

5 国保連適正化システムのデータ分析・評価——健康福祉課

国保連で実施する審査支払の結果から得られる給付実績を活用し、不適切な給付や事業所を発見し、適正なサービス提供と介護費用の効率化、事業者の指導・育成を図ります。

適正化システムの有用性を検討し、分析・評価の実施に努めます。

【施策 15】介護事業所との連携強化

1 介護人材の確保及び業務効率化の取り組みの強化——健康福祉課

厚生労働省が発表した「2025 年に向けた介護人材にかかる需給推計（確定値）」によると、令和 7 年に介護職員が全国で約 38 万人不足すると推計されています。本市でも、現状の介護職員数では足りなくなる恐れがあります。

人材の確保および資質の向上のため、県と連携し、資格取得や県等が行う研修会、外国人人材の雇用等の情報共有を行い、介護従事者の確保及び定着支援を図るとともに、ICT 等を活用し、業務の効率化を図ります。

2 介護事業所等との連携による災害や感染症対策の推進——健康福祉課

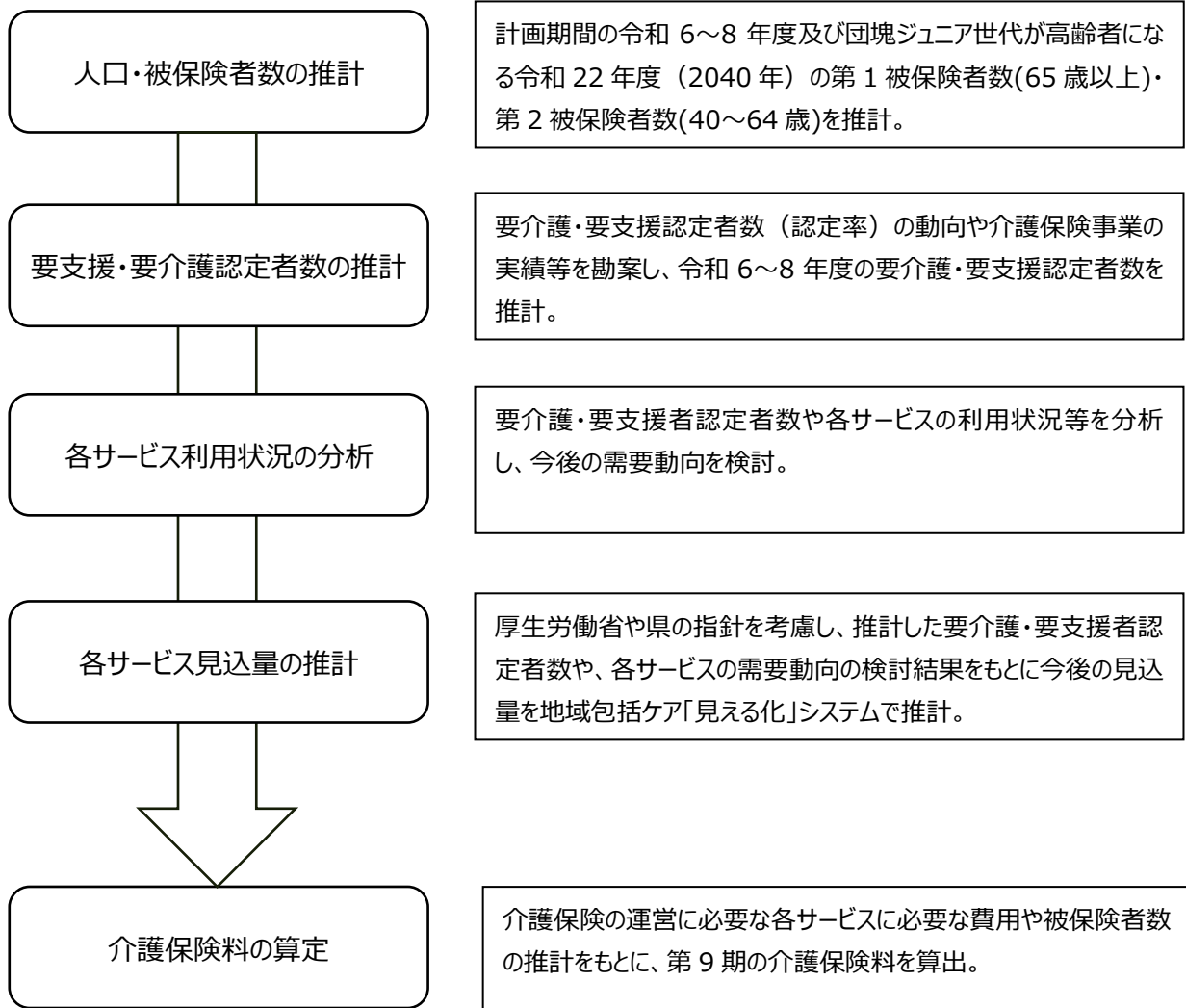
市内において大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における避難行動要支援者の避難について、避難所の設置等の避難計画を充実します。

また、新型コロナウイルス感染症をはじめ様々な感染症についても、日頃から介護事業所等と連携し、感染拡大防止策の周知啓発や感染症発生時に備えた平時からの事前準備を行うよう努めます。

第6章 給付費と保険料の推計

6-1 介護保険給付費推計

(1) 介護保険算定の流れ



(2) 介護保険事業費の推計値

ア：介護サービス給付費

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1) 居宅サービス(a)	845,371	866,698	877,713
訪問介護	71,629	73,809	75,283
訪問入浴介護	3,219	3,988	4,246
訪問看護	68,297	70,454	71,412
訪問リハビリテーション	5,822	5,830	5,830
居宅療養管理指導	4,182	4,286	4,362
通所介護	278,483	284,277	289,719
通所リハビリテーション	50,349	51,543	51,824
短期入所生活介護	187,463	193,773	192,284
短期入所療養介護(老健)	3,705	3,710	3,710
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0
福祉用具貸与	72,487	73,589	73,602
特定福祉用具購入費	5,709	6,031	6,353
住宅改修費	7,489	8,761	10,033
特定施設入居者生活介護	86,537	86,647	89,055
(2) 地域密着型サービス(b)	556,742	569,617	592,157
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0
地域密着型通所介護	74,121	79,688	81,824
認知症対応型通所介護	40,957	42,242	46,524
小規模多機能型居宅介護	44,276	49,288	54,244
認知症対応型共同生活介護	150,039	150,229	156,445
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	189,576	189,816	189,816
看護小規模多機能型居宅介護	57,773	58,354	63,304
(3) 施設サービス(c)	931,992	933,172	933,172
介護老人福祉施設	581,925	582,662	582,662
介護老人保健施設	305,030	305,416	305,416
介護医療院	45,037	45,094	45,094
(4) 居宅介護支援(d)	106,518	108,645	108,757
合計(a)+(b)+(c)+(d)	2,440,623	2,478,132	2,511,799

イ：介護予防サービス給付費

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1) 介護予防サービス(a)	75,742	77,130	78,828
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	24,591	24,622	24,945
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	657	658	658
介護予防通所リハビリテーション	15,006	15,025	15,025
介護予防短期入所生活介護	6,157	6,165	6,165
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	16,979	17,089	17,246
特定介護予防福祉用具購入費	611	611	611
介護予防住宅改修	9,535	10,752	11,970
介護予防特定施設入居者生活介護	2,206	2,208	2,208
(2) 地域密着型介護予防サービス(b)	4,549	4,555	4,555
介護予防認知症対応型通所介護	2,918	2,922	2,922
介護予防小規模多機能型居宅介護	1,631	1,633	1,633
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
(3) 介護予防支援(c)	15,419	15,495	15,607
合計(a)+(b)+(c)	95,710	97,180	98,990

(3) 地域支援事業費

(単位：千円)

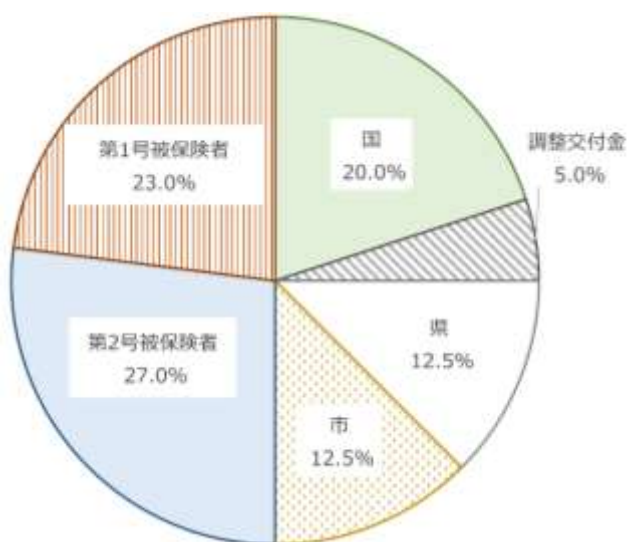
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①介護予防・日常生活支援総合事業費	92,285	93,756	95,247
②包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	47,075	47,075	47,075
③包括的支援事業（社会保障充実分）	20,543	20,543	20,543
地域支援事業費合計	159,903	161,374	162,865

6-2 介護保険財政の仕組み

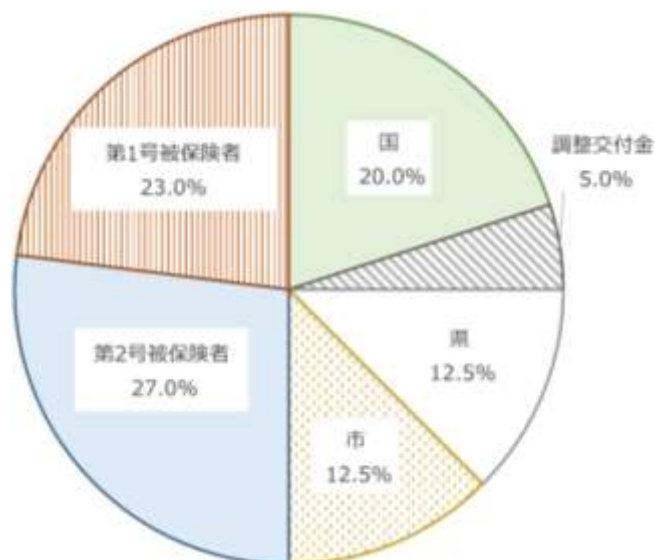
介護保険サービスの財源については、利用者の負担額を除いた介護給付にかかる費用（給付費）の50%を国・県・市による公費、残りの50%を介護保険料で賄うことが基本です。第1号被保険者の負担割合は23.0%です。

○ 保険給付費

居宅給付費

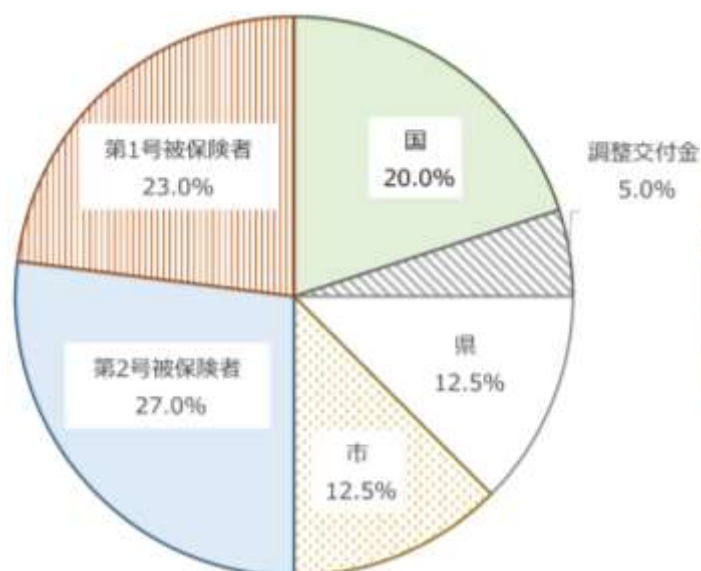


施設等給付費

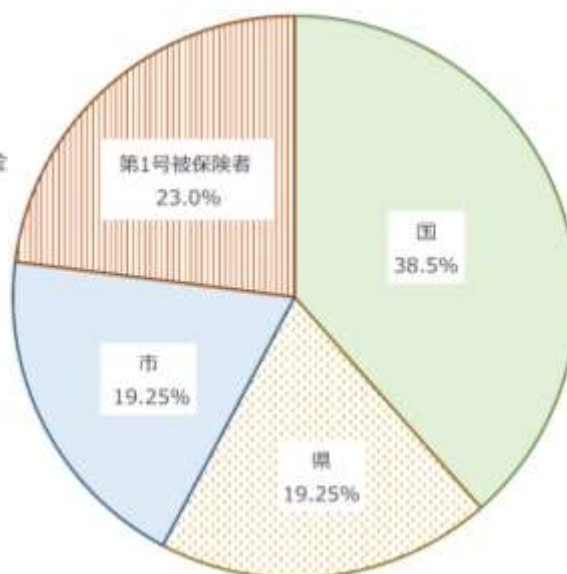


○ 地域支援事業費

介護予防・日常生活支援総合事業費



包括的支援事業・任意事業費



6-3 第9期介護保険料の見込み

(1) 総給付費等の見込み額

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
標準給付費見込額 (A)	2,710,774	2,751,233	2,787,661	8,249,668
総給付費 (財政影響額調整後)	2,536,333	2,575,312	2,610,789	7,722,434
特定入所者介護サービス費等給付額	114,585	115,556	116,181	346,321
高額介護サービス費等給付額	51,597	52,034	52,316	155,947
高額医療合算介護サービス費等給付額	5,948	5,998	6,031	17,977
算定対象審査支払手数料	2,312	2,332	2,344	6,988
地域支援事業費 (B)	159,902	161,374	162,865	484,141
給付額合計 (A+B)	2,870,676	2,912,607	2,950,526	8,733,809

※端数処理を行ったため、合計値が合わないことがあります。

(2) 第1号被保険者介護保険料

計算の基礎	金額または係数	備考
総計 (3年間合計)	8,733,808,996 円	
第1号被保険者負担相当分	2,008,776,069 円	総計の23%
調整交付金相当額	421,107,585 円	
調整交付金見込額	455,857,000 円	
財政安定化基金拠出見込額	0	財政安定化基金拠出率 0%
介護基金取崩見込額	187,500,000 円	
財政安定化基金取崩による交付額	0	
予定保険料収納率	98.00%	
補正後第1号被保険者数	27,988 人	令和6~8年度の合計
月換算	12 月	
保険料基準額 (月額)	5,529 円	第9期計画期間の保険料基準額

(3) 介護保険料の段階設定等

所得段階	対象者	介護保険料 (年額)	基準月額に対する割合		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、「公的年金等収入+合計所得金額」が80万円以下の方	30,100円	0.455	0.455	0.455
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、「公的年金等収入+合計所得金額」が120万円以下で第1段階以外の方	45,400円	0.685	0.685	0.685
第3段階	世帯全員が市民税非課税で第2段階以外の方	45,700円	0.690	0.690	0.690
第4段階	本人が市民税非課税（世帯内に住民税課税者有り）で「公的年金等収入+合計所得金額」が80万円以下の方	59,600円	0.900	0.900	0.900
第5段階 [基準額]	本人が市民税非課税（世帯内に住民税課税者有り）で第4段階以外の方	66,300円	1.000	1.000	1.000
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	79,500円	1.200	1.200	1.200
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	86,100円	1.300	1.300	1.300
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	99,400円	1.500	1.500	1.500
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上410万円未満の方	112,700円	1.700	1.700	1.700
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が410万円以上500万円未満の方	126,000円	1.900	1.900	1.900
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上590万円未満の方	139,300円	2.100	2.100	2.100
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が590万円以上680万円未満の方	152,600円	2.300	2.300	2.300
第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が680万円以上の方	159,200円	2.400	2.400	2.400

(4) 将来的な保険料水準等の見込み - 令和22年(2040年)

(単位：千円)

	介護給付	予防給付
(1) 居宅サービス(a)	983,847	86,436
訪問介護	82,761	
訪問入浴介護	4,504	0
訪問看護	79,108	27,603
訪問リハビリテーション	7,360	0
居宅療養管理指導	4,801	658
通所介護	324,208	
通所リハビリテーション	57,341	17,100
短期入所生活介護	216,420	7,294
短期入所療養介護(老健)	3,710	0
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0
福祉用具貸与	82,994	19,060
特定福祉用具購入費	6,675	611
住宅改修費	8,761	11,902
特定施設入居者生活介護	105,204	2,208
(2) 地域密着型サービス(b)	650,848	5,285
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	
夜間対応型訪問介護	0	
地域密着型通所介護	80,849	
認知症対応型通所介護	50,500	3,652
小規模多機能型居宅介護	50,767	1,633
認知症対応型共同生活介護	178,345	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	226,222	
看護小規模多機能型居宅介護	64,165	
複合型サービス(新設)		
(3) 施設サービス(c)	1,111,863	0
介護老人福祉施設	688,916	
介護老人保健施設	368,696	
介護医療院	54,251	
(4) 居宅介護支援・介護予防支援(d)	123,834	17,297
合計(a)+(b)+(c)+(d)	2,870,392	109,018
総給付費		2,979,410
地域支援事業費		132,059
保険料基準額(月額)(円)		7,125

6-4 交付金等の活用

利用できる交付金等を活用し、高齢者の自立支援や重度化の防止等に向けた取り組みを推進するとともに、新たな事業展開を含めて、各種取り組みの強化を図ります。

- ・保険者機能強化推進交付金
- ・保険者努力支援交付金
- ・地域支援事業交付金
- ・介護保険財政安定化基金
- ・介護予防・日常生活支援総合事業

資料編

那須烏山市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱

平成 20 年 10 月 16 日

要綱健第 1 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、市内における要介護者や要支援者の人数、要介護者などのサービスの利用の移行などを勘案して被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講じつつ、介護保険制度の円滑な実施を図り、介護サービス供給体制の計画的な整備を進め、併せて高齢者福祉計画の見直しを図ることを目的とする。

(委員会の設置)

第 2 条 市が行う老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定に基づく高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定に関し、必要な調査、審議を行うため、那須烏山市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 高齢者福祉計画の見直しに関すること。
- (2) 介護保険事業計画の策定に関すること。
- (3) その他委員会の目的達成に必要な事項。

(組織)

第 4 条 委員会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 高齢福祉及び介護保険に関する見識を有する者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 障がい福祉に関する見識を有する者
- (4) 被保険者代表
- (5) 関係行政機関の職にある者
- (6) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、令和 6 年 3 月 31 日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

(意見の聴取)

第 8 条 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者を出席させ、資料の提出及び意見を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康福祉課介護保険グループ及び高齢いきがいグループが共同して行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(最初の委員会の招集)

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第7条の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

那須烏山市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会委員名簿

NO.	氏 名	所 属	備 考
1	鈴木 初男	第1号被保険者	
2	福田 千晶	第2号被保険者	
3	水沼 洋文	那須烏山市医師団	
4	石川 秀忠	那須南歯科医師会	
5	落合 惇	ピノキオ薬局烏山店	
6	滝童内 政美	大和久福祉会	
7	石井 泰之	那須烏山市社会福祉協議会	
8	堀江 功一	那須烏山市民生委員児童委員協議会	
9	星 大介	介護老人保健施設 富士山苑	
10	小野寺 真也	寄り処 堀ノ内	
11	木下 明久	社会福祉法人 正州会	
12	山村 浩之	包括支援センター みなみなす	
13	田澤 かおり	包括支援センター からすやま	
14	栗崎 裕二	那須烏山市いきいきクラブ連合会	
15	中山 彖男	那須烏山市自治会連合会	
16	山中 正弘	市民代表	
17	齋藤 照雄	那須烏山市国民健康保険運営協議会	委員長
18	岡 誠	那須烏山市健康福祉課	副委員長

(敬称略、順不同)

那須烏山市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

令和6年3月策定

発行 那須烏山市
編集 那須烏山市健康福祉課
〒321-0526
栃木県那須烏山市田野倉85-1
電話 0287-88-7115
